

定例監査の結果（令和3年7月30日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向くなどし、提出された監査資料を基に、平成30年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|---|-------------------|-------------------------|------------|-------|-----|
| 1 | 県立総合技術研究所畜産技術センター | 令和3年6月16日 | 令和3年6月11日 | 実地 | 2 |
| 2 | 県立教育センター | 令和3年6月17日 | 令和3年6月14日 | 実地 | 3 |
| 3 | 県立広島叡智学園高等学校 | 令和3年7月30日 令和2年10月21日 | 令和2年10月21日 | 実地 | 5 |
| 4 | 県立広島叡智学園中学校 | 令和3年7月30日 令和2年10月21日 | 令和2年10月21日 | 実地 | 9 |
| 5 | 福山北警察署 | 令和3年6月21日 | 令和3年6月21日 | 実地 | 10 |

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立総合技術研究所畜産技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
畜産に関する技術の指導，研修及び情報提供
- ・ 所在地 庄原市七塚町 5584
- ・ 組織体制 4部1課（総務部（管理課），技術支援部，飼養技術研究部，育種繁殖研究部）
- ・ 職員数 29人（令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

2 県立教育センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究
教育関係職員の研修
県立学校及び市町立学校に係る教育指導
高等学校生徒の実習
教育に関する資料の収集、作成、教育関係職員への提供
教育に関する相談
その他教育の振興充実に関し必要な事業
- ・所在地 東広島市八本松南一丁目2番1号
- ・組織体制 5部（総務部、企画部、教科教育部、特別支援教育・教育相談部、教育情報部）
- ・職員数 50人（令和3年4月1日現在の常勤職員数）
- ・事業実績（令和2年度）
 - ア 研修事業

| 区 分 | | 受講者数 (人) | |
|--------|----------------|--|-------|
| 教職員研修 | 専門研修（基礎・充実・発展） | 394 | |
| | 指定研修 | 初任者研修，教職経験者研修（2年目，6年目），中堅教諭等資質向上研修 ※養護教諭を含む | 1,661 |
| | | 管理職研修 | 453 |
| | 推薦研修 | 教育総合講座 | 139 |
| | | 教員長期研修 | 19 |
| | 支援事業 | サテライト講座 | 2,005 |
| | | 【学校対象】課題解決サポート | 721 |
| | | 【個人・グループ対象】悩み解決サポート | 189 |
| 事務職員研修 | | 635 | |
| 合 計 | | 6,216 | |

イ その他の事業

- 研究事業（3テーマ）
- 教育相談事業（700件）
- 科学研究奨励事業（広島県科学賞・入賞2,460点）
- 国際化事業（8か国，1機関，1事業，研修員10人受入れ）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消防用設備等保守点検に係る3種煙感知器、誘導灯及び制御盤の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 契約名 | 広島県立教育センター庁舎総合管理業務（令和元～3年度） |
|-----|-----------------------------|

3 県立広島叡智学園高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 豊田郡大崎上島町大串 3137 番地 2
- ・教職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 17 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 0 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 物品購入に係る事務処理について

物品購入に係る事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 一部は平成 30 年度に発注・納品されているが、令和元年度の契約に含めて処理し、代金を新年度 (令和元年度) の予算から支出していた。

| | |
|----|---|
| 品名 | 出入管理設備 |
| 根拠 | 地方自治法第 208 条 地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号 広島県物品管理規則第 4 条 |

- (イ) 発注決裁書を作成していなかった。

| | |
|----|--|
| 品名 | 厨房調理機器 (平成 30 年度購入) 厨房保管及び衛生機器 (平成 30 年度購入) 造作家具等 (Cafeteria) (平成 30 年度購入) 造作家具等 (Language Center) (平成 30 年度購入) 造作家具等 (Administration Center) (平成 30 年度購入) 造作家具等 (式典用) (平成 30 年度購入) 収納家具等 一式 (令和元年度購入) |
| 根拠 | 広島県物品管理規則第 10 条第 1 項 |

- (ウ) 発注決裁書を契約締結後に作成していた。

| | |
|----|---|
| 品名 | シンク付両開き収納 ほか (令和元年度購入 3 件) 生徒用ロッカー (令和元年度購入 3 件) |
| 根拠 | 広島県物品管理規則第 10 条第 1 項 |

イ 備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|----------------|
| 品名 | サッカーゴール 2台(1組) |
| 根拠 | 広島県物品管理規則第41条 |

ウ 物品購入に係る節の区分について

物品を購入する経費について、次のとおり誤った支出科目(節)で支出しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 備品購入費の節で消耗品も購入していた。

| | |
|----|-------------------|
| 品名 | 収納家具等 一式(令和元年度購入) |
| 根拠 | 地方自治法施行規則第15条第2項 |

(イ) 備品の購入に一部需用費の節が充てられていた。

| | |
|----|--|
| 品名 | 厨房調理機器(平成30年度購入) 厨房保管及び衛生機器(平成30年度購入) |
| 根拠 | 地方自治法施行規則第15条第2項 |

(ウ) 契約金額の一部を誤って需用費ではなく備品購入費の節で支出していた。

| | |
|----|---------------------|
| 品名 | カーテン・ブラインド(令和元年度購入) |
| 根拠 | 地方自治法施行規則第15条第2項 |

(エ) 需用費と備品購入費の節の内訳金額を誤って支出していた。

| | |
|----|-----------------------------|
| 品名 | 電子黒板機能付きプロジェクター ほか(令和元年度購入) |
| 根拠 | 地方自治法施行規則第15条第2項 |

エ 物品購入に係る予定価格の設定について

次の物品の購入において、予定価格調書作成後に調達の内容を変更したにもかかわらず、当初の設計により作成した予定価格によって入札を実施していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|--|
| 品名 | 造作家具等(Cafeteria)(平成30年度購入) 造作家具等(式典用)(平成30年度購入) |
| 根拠 | 広島県契約規則第19条 |

オ 委託契約に係る事務処理について

次の委託契約において、(ア)及び(イ)のとおり不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 広島県立広島叡智学園中学校・高等学校 消防用設備等保守点検業務(令和2年度) |
|-----|--|

(ア) 予定価格が広島県契約規則で定めた随意契約によることができる上限額を超えていたにもかかわらず、超えていないものと誤認して随意契約していた。

| | |
|----|---------------|
| 根拠 | 広島県契約規則第 29 条 |
|----|---------------|

(イ) 消火器の数量及び感知器の種類・数量を誤って特記仕様書を作成していた。

カ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|---|
| 使用機器 | 冷温水機 8 台 |
| 根拠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環 告示第 13 号） |

【改善を求める事項】

ア 物品契約事務の適正化について

物品契約事務において、同じ仕様や同種の物品を同時期に購入しているにもかかわらず、合理的な理由なく分割して発注している契約があった。物品購入の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札（予定価格が基準額以上であれば特定調達契約）に付することが原則であり、また、法令、規則等に従って正確な方法で契約する必要があることから、適切な契約方法を選定し、適正な事務処理を行う必要がある。

| | |
|----|---------------------------|
| 品名 | シンク付両開き収納 ほか（令和元年度購入 3 件） |
|----|---------------------------|

| | |
|----|----------------------|
| 品名 | 生徒用ロッカー（令和元年度購入 3 件） |
|----|----------------------|

| | |
|----|------------------------------|
| 品名 | 電子黒板機能付きプロジェクター（令和元年度購入 2 件） |
|----|------------------------------|

| | |
|----|------------------------|
| 品名 | 厨房調理機器（平成 30 年度購入） |
| | 厨房保管及び衛生機器（平成 30 年度購入） |

| | |
|----|--|
| 品名 | 造作家具等（Cafeteria）（平成 30 年度購入） |
| | 造作家具等（Language Center）（平成 30 年度購入） |
| | 造作家具等（Administration Center）（平成 30 年度購入） |
| | 造作家具等（式典用）（平成 30 年度購入） |

イ 備品登録について

厨房調理機器，厨房保管及び衛生機器や特別教室棟の収納家具一式の購入に伴う備品登録について，取得金額で登録されていないものや備品登録されていないものが多数見受けられた。再度確認を行い，適切に備品登録を行う必要がある。

ウ 工事の執行について

教育委員会においては，一件 500 万円未満の営繕工事については事務の委任を受けているが，一件 500 万円以上の営繕工事については営繕課で行うこととされている。

しかし，請負金額が 1,900 万円余の防犯カメラ及び赤外線センサー等設置工事について，建物外の工事が含まれることから，営繕工事に該当しない土木工事として学校で発注していた。当該工事については，営繕工事に該当するものと考えるのが相当と思われ，工事の発注に当たっては疑義が生じないよう，教育委員会事務局及び営繕課と十分に調整を行う必要がある。

4 県立広島叡智学園中学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
- ・所在地 豊田郡大崎上島町大串 3137 番地 2
- ・教職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 21 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 0 人
- ・生徒の状況

| 学年 | 1 | 2 | 計 |
|---------|-------|------|------|
| 総定員 (人) | 40 | 40 | 80 |
| 生徒数 (人) | 40 | 39 | 79 |
| 充足率 (%) | 100.0 | 97.5 | 98.8 |

(注)・「学年」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 福山北警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 福山市神辺町大字新道上三丁目 14 番
- ・所管区域 福山市北部及び神石郡神石高原町
- ・管内面積 648.44 km²
- ・管内人口 135,590 人（令和3年4月1日現在）
- ・組織体制 8 課（警務課、留置管理課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課）
- ・職員数（令和3年4月1日現在）
 - 常勤職員数 154 人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 14 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

工事請負契約における事務処理について

警察署が実施する随意契約については、見積徴取の業者選定において、選定基準が明確ではなく、選定する業者も固定化されている傾向にある。

また、落札率についても、低価格入札での落札が頻発する状況にあり、品質が確保できない工事や労務賃金等へのしわ寄せ、安全管理の不徹底等が懸念される。

予定価格が 250 万円未満の工事において、随意契約による契約方式を選択する場合であっても、契約の公正性や競争性が確保され、かつ過度の低価格入札への対応策にも配慮した取組を検討していただきたい。

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 契約名 | 19-1 神石郡神石高原町井関ほか路側式道路標識工事（令和2年度） |
| | 19-2 神石郡神石高原町小島ほか路側式道路標識工事（令和2年度） |

財政的援助団体等監査の結果（令和3年7月30日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和元年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|---|---------------|-----------|-----------|-------|-----|
| 1 | 学校法人住田学園 | 令和3年7月30日 | 令和3年4月20日 | 書面 | 2 |
| 2 | 公益社団法人広島県バス協会 | 令和3年7月30日 | 令和3年4月22日 | 書面 | 3 |
| 3 | 公益社団法人広島交響楽協会 | 令和3年7月30日 | 令和3年4月27日 | 書面 | 4 |

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 学校法人住田学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 幼稚園，保育所の運営
- ・ 所在地 安芸郡海田町南幸町 12-4
- ・ 代表者 理事長 住田 直之
- ・ 設立 昭和 44 年 1 月 20 日
- ・ 学校（幼稚園）の状況（令和 2 年 5 月 1 日現在）

| 区分 | 園児数 | 教員数 | 職員数 |
|----------|-------|------|-----|
| 海田みどり幼稚園 | 305 人 | 28 人 | 9 人 |
| 矢野みどり幼稚園 | 176 人 | 17 人 | 5 人 |

(注 1) 教員数及び職員数は，非常勤を含んだ人数。

(注 2) 園児数は，満 3 歳児を含まない人数。

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 令和元年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付

(所管課 環境県民局学事課)

- ・ 補助額 56,701,000 円(海田みどり保育園)
538,000 円(矢野みどり保育園)
- ・ 交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・ 補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(イ) 令和元年度広島県私立幼稚園教員確保支援金を交付

(所管課 環境県民局学事課)

- ・ 補助額 1,363,776 円
- ・ 交付の目的 県内の私立幼稚園における教員の安定的な確保
- ・ 補助対象経費 給与等の改善に要する経費等

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね広島県監査委員監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

2 公益社団法人広島県バス協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 旅客自動車運送事業の調査，研究，統計及び知識の普及に関する事業，輸送の安全・環境に係る普及啓発に関する事業等
- ・所在地 広島市東区上大須賀町1番16号 交通会館ビル2階
- ・代表者 会長 椋田 昌夫
- ・設立 昭和51年7月15日（平成25年4月1日公益社団法人へ移行）

イ 県の財政的援助等の状況

令和元年度広島県運輸事業振興助成交付金を交付（所管課：地域政策局地域力創造課）

- ・交付額 52,125,716円
- ・交付の目的 軽油引取税の税率に関する特例措置が営業用バスの輸送コストに与える影響を考慮し，交付金を交付し輸送力の確保等に資する
- ・交付対象事業 バス事業者によって構成される広島県を単位とする一般社団法人が行う旅客の安全の確保に関する事業，特定運輸事業に係るサービス改善・向上に関する事業等

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

3 公益社団法人広島交響楽協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 定期演奏会，巡回演奏会，移動音楽教室などの演奏活動
- ・所在地 広島市中区舟入中町9番12号
- ・代表者 理事長 東谷 法文
- ・設立 昭和47年9月7日

イ 県の財政的援助等の状況

令和元年度広島交響楽協会支援事業補助金を交付

(所管課 環境県民局文化芸術課)

- ・補助額 120,000,000円
- ・交付の目的 楽団の経営基盤の安定を図り，県民の文化芸術環境の向上に資する。
- ・補助対象経費 公益社団法人広島交響楽協会が実施する事業に要する経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和3年12月1日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和2年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|---|------------------|-----------|-----------|-------|-----|
| 1 | 会計管理部 | 令和3年7月28日 | 令和3年7月13日 | 実地 | 4 |
| 2 | 危機管理監 | 令和3年7月28日 | 令和3年7月14日 | 実地 | 5 |
| 3 | 総務局 | 令和3年8月11日 | 令和3年7月29日 | 実地 | 6 |
| 4 | 地域政策局 | 令和3年8月10日 | 令和3年7月16日 | 実地 | 8 |
| 5 | 選挙管理委員会事務局 | 令和3年8月10日 | 令和3年7月16日 | 実地 | 9 |
| 6 | 農林水産局 | 令和3年8月4日 | 令和3年7月20日 | 実地 | 10 |
| 7 | 広島海区漁業調整委員会事務局 | 令和3年8月4日 | 令和3年7月20日 | 実地 | 11 |
| 8 | 広島県内水面漁場管理委員会事務局 | 令和3年8月4日 | 令和3年7月20日 | 実地 | 12 |
| 9 | 土木建築局 | 令和3年8月5日 | 令和3年7月21日 | 実地 | 13 |

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|----|-------------|-----------|-----------|-------|-----|
| 10 | 収用委員会 | 令和3年8月5日 | 令和3年7月21日 | 実地 | 15 |
| 11 | 企業局 | 令和3年7月20日 | 令和3年7月1日 | 実地 | 16 |
| 12 | 病院事業局 | 令和3年7月20日 | 令和3年7月1日 | 実地 | 17 |
| 13 | 議会事務局 | 令和3年7月21日 | 令和3年7月7日 | 実地 | 18 |
| 14 | 教育委員会事務局 | 令和3年7月26日 | 令和3年7月6日 | 実地 | 19 |
| 15 | 警察本部 | 令和3年7月27日 | 令和3年7月1日 | 実地 | 22 |
| 16 | 監査委員事務局 | 令和3年12月1日 | 令和3年7月14日 | 書面 | 23 |
| 17 | 人事委員会事務局 | 令和3年12月1日 | 令和3年7月14日 | 書面 | 24 |
| 18 | 労働委員会事務局 | 令和3年12月1日 | 令和3年7月14日 | 書面 | 25 |
| 19 | 県立文書館 | 令和3年8月11日 | 令和3年7月29日 | 実地 | 26 |
| 20 | 県立総合技術研究所 | 令和3年8月11日 | 令和3年7月29日 | 実地 | 27 |
| 21 | 県立埋蔵文化財センター | 令和3年7月26日 | 令和3年7月6日 | 実地 | 28 |
| 22 | 県立三原東高等学校 | 令和3年12月1日 | 令和3年8月20日 | 書面 | 29 |
| 23 | 県立佐伯高等学校 | 令和3年12月1日 | 令和3年8月19日 | 書面 | 30 |
| 24 | 県立庄原格致高等学校 | 令和3年12月1日 | 令和3年9月9日 | 書面 | 31 |
| 25 | 県立東城高等学校 | 令和3年12月1日 | 令和3年9月10日 | 書面 | 32 |
| 26 | 県立賀茂北高等学校 | 令和3年12月1日 | 令和3年8月17日 | 書面 | 33 |
| 27 | 県立豊田高等学校 | 令和3年12月1日 | 令和3年9月2日 | 書面 | 34 |
| 28 | 県立高陽東高等学校 | 令和3年12月1日 | 令和3年8月3日 | 書面 | 35 |
| 29 | 県立呉昭和高等学校 | 令和3年12月1日 | 令和3年8月23日 | 書面 | 36 |
| 30 | 警察学校 | 令和3年7月27日 | 令和3年7月1日 | 実地 | 37 |

4 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、議員から選出された緒方委員及び桑木委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導，監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査，会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務

- イ 組織体制 3 課

| | |
|-----|-------------------|
| 課 名 | 会計総務課，審査指導課，総務事務課 |
|-----|-------------------|

- ウ 職員数 (令和3年4月1日現在)
常勤職員及び再任用職員の合計 54 人

- エ 主な施策 (令和2年度)
会計事務の品質向上
契約制度の活用促進
事務事業の改善

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 3課

| 課名 | 危機管理課, みんなで減災推進課, 消防保安課 |
|----|-------------------------|
|----|-------------------------|

ウ 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 53人

エ 主な施策 (令和2年度)

県民の避難行動等の促進 (自助)

自主防災組織の活性化 (共助)

県・市町の災害対処能力の向上 (公助)

保安体制の充実

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
職員の進退及び身分に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 12課3チーム1担当

| | |
|----|--|
| 課名 | 総務課，審理担当，秘書課，人事課，行政経営管理課，デジタル県庁推進担当課，デジタル基盤整備課，デジタルトランスフォーメーション推進チーム，福利課，財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム，ブランド・コミュニケーション戦略チーム，統計課，研究開発課 |
|----|--|

- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 297人

- エ 主な施策（令和2年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
産業活動を支える基盤の強化
地域協働の仕組みづくり
地方創生の推進
新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

財産調査について

財産管理課の長は、財産の管理及び処分 of 適正を期し、その効率的運用を図るため、毎年財産（立木を除く。）の現地調査計画を立て、その職員をして現地調査をさせるものとされているが、行われていなかった。適切かつ合理的な計画を立て、適正な事務処理に努められたい。（財産管理課）

| | |
|----|----------------|
| 根拠 | 広島県公有財産管理規則第5条 |
|----|----------------|

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約を行っているが、見積書を1者しか徴していなかった。随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならないとされているところであり、複数の者から見積

書を徴することや、1者のみから見積書を徴する客観的かつ具体的な理由を明確にするなど、契約の競争性・公平性の確保に取り組んでいただきたい。(ブランド・コミュニケーション戦略チーム)

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 広島県県民意識調査（上期）（令和2年度） 広島県県民意識調査（下期）（令和2年度） |
|-----|--|

4 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化，中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

スポーツに関する事項（学校における体育に関するものを除く。）

イ 組織体制 7課1担当1チーム

| | |
|----|--|
| 課名 | 地域政策総務課，地域力創造課，交通対策担当，都市圏魅力づくり推進課，中山間地域振興課，市町行財政課，スポーツ推進課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム |
|----|--|

ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員の合計 117人

エ 主な施策（令和2年度）

地域振興施策の企画調整，国土調査

交流・定住促進対策，鉄道・バス・離島航路等の交通対策

都市活性化施策の企画調整

中山間地域振興施策の推進

市町行財政運営助言，地方交付税，起債，市町に対する総合的支援，市町への権限移譲の総合調整

スポーツの推進

国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進

「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

5 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員数 4人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 農林水産局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 農業，林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務
- イ 組織体制 12課2担当

| | |
|----|--|
| 課名 | 経営企画担当，農林水産総務課，団体検査課，販売・連携推進課，就農支援課，農業経営発展課，農業技術課，畜産課，水産課，林業課，森林保全課，農林整備管理課，農業基盤課，ため池・農地防災担当 |
|----|--|

- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 264人

- エ 主な施策（令和2年度）
実需者ニーズに応える農産物の流通改善，生産体制の構築による，販売戦略の実現
瀬戸内の魅力ある農林水産物のブランド化
広島和牛のブランド創造と生産体制の構築
森林資源経営サイクルの構築と森林資源利用フローの推進
瀬戸内水産資源の増大と担い手の育成及びかき生産体制の構造改革

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次に掲げる委託業務は，早生樹母樹林保全・整備に係る事業であるが，対象が全て同一区域であり，合理的な理由なく3件に分割して発注し，予定価格が100万円を超えないことを理由として，見積合わせにより随意契約を行っていた。委託業務の契約を締結する場合は，契約の公平性，透明性を確保するため，一般競争入札に付することが原則であることから，適切な契約方法を選定し，適正な事務処理を行う必要がある。（林業課）

| | |
|-----|---|
| 業務名 | 早生樹母樹林保全・整備事業（森林管理道補修） 早生樹母樹林保全・整備事業（不要木撤去） 早生樹母樹林保全・整備事業（森林管理歩道整備） |
|-----|---|

7 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員数 4人 (専任職員なし, 併任職員数4人)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川，砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港，港湾，漁港その他土木に関する事務

- イ 組織体制 17 課 1 担当

| | |
|-----|--|
| 課 名 | 土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，建設DX担当，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，都市環境整備課，建築課，住宅課，営繕課 |
|-----|--|

- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 372 人

- エ 主な施策（令和2年度）

豪雨災害からの復旧・復興
防災・減災対策の推進
新型コロナウイルス感染症への対応
社会資本未来プランの策定
デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
道路ネットワークの強化・充実
経済・物流を支える基盤の充実・強化
空港の利便性強化
港の基盤整備
持続可能なまちづくり
ひろしまの建築物のブランド化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

貸付財産の管理について

次の財産について，貸付の手続は行われているが，貸付台帳による記録管理が行われておらず，財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（港湾振興課）

| | |
|-----|----------------------|
| 財 産 | 建物（宇品港湾ビル） |
| 根 拠 | 広島県公有財産管理規則第61条，第64条 |

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る県の取組状況】

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて策定した再発防止策を着実に実施するとともに、令和2年12月には、「公社ガバナンスの強化」、「将来を見据えた組織づくり」、「職員が幸せを感じる職場環境の整備」の3つの方向性からなる「公社改革の方向性」を公表し、具体的な取組を実行している。

公社を指導監督する局の取組状況について、次のとおり確認したが、公社改革及び再発防止に向けて、公社の取組状況の検証を定期的に行うなど、県の外部統制が機能するよう、引き続き、取組を進めていただきたい。（土木建築総務課・道路企画課）

ア 公社のガバナンスに対する県の取組状況については、公社内部における牽制機能を果たし、チェック等を行う組織として、令和3年4月に監査室を設置した際に、局で法令等を担当する部署の課長級職員を監査室長として派遣し、公社の体制面での強化を図っている。

また、連絡調整会議幹事会を定期的で開催し、公社改革の取組状況や公社事業の進捗状況等について、広島市とともに三者で議論し、必要な助言を行っている。

イ 公社と一体となった意識改革については、公社改革推進会議などを通じ、公社が直面する課題について、県・広島市・公社が情報共有しながら議論を進めるとともに、県においても、適切な事業費の設定などを徹底するため、着手前の計画段階における事業評価制度を新たに導入して外部評価を受けるなど、公社のみならず、県自らも意識改革に取り組んでいる。

ウ 再発防止策や公社改革の取組状況については、的確に意思決定が行われるよう、経営会議の設置や従前の会議等の統合・再編を行っていること、また、迅速かつ的確な意思決定と事務執行を行うための決裁権限や規定の見直し作業が進められていることを確認し、広島市と連携して指導・助言を行っている。

10 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人, 予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (令和 3 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務
水道事業の広域連携に関する事務
流域下水道事業に関する事務

- イ 組織体制 4課2担当

| | |
|-------|---|
| 課・担当名 | 企業総務課，土地整備課，水道課，企業団設立準備担当， 上下水道システム企画担当，流域下水道課 |
|-------|---|

- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

公営企業管理者を含む常勤職員の合計 72人(併任職員を除く。)

- エ 主な施策（令和2年度）

県営水道施設の強靱化対策事業
二期トンネル（海田・呉トンネル）整備事業
広域連携推進事業
本郷地区土地造成事業

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、再委託の承認がないまま、委託業務の一部（複数）が再委託されていた。また、当該業務の契約主体が企業局へ移管した令和元年度以降、本年度までの3か年度の再委託も同様に承認手続きがされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（流域下水道課）

| | |
|-----|-------------------------|
| 契約名 | 流域下水道施設の維持管理業務委託（令和2年度） |
|-----|-------------------------|

12 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 13 人
- エ 主な施策（令和2年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、予定価格が随意契約によることができる上限額を超えて随意契約を行っているが、競争入札に適さない理由が明確とは言い難く、また、一者による随意契約の相手方の選定に当たり、非代替性が客観的に検証されていなかった。随意契約を行う場合は、その理由や業者選定の理由を明確にした上で、県民からの納得が得られる理由に基づくものであるか否かを十分検証していただきたい。

| | |
|-----|-----------------------|
| 委託名 | 県立安芸津病院耐震化支援業務（令和2年度） |
|-----|-----------------------|

13 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64人(令和3年7月1日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

| | |
|----|----------------------|
| 課名 | 秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課 |
|----|----------------------|

(ウ) 職員数(令和3年4月1日現在)

常勤職員数 40人(併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約の内容は、数量及び寸法の異なる同一品のカーテンの取付であるが、合理的な理由なく5件に分割して発注し、予定価格が100万円を超えないことを理由として、見積合わせにより随意契約を行っていた。委託業務の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札に付することが原則であることから、適切な契約方法を選定し、適正な事務処理を行う必要がある。(総務課)

| | |
|-----|---|
| 業務名 | 広島県北館3階カーテン撤去・取付業務委託(令和2年度) 広島県議会委員会室(北側)カーテン撤去・取付業務委託(令和2年度) 広島県議会委員会室(南側)カーテン撤去・取付業務委託(令和2年度) 広島県議会議事堂3階カーテン撤去・取付業務委託(令和2年度) 広島県議会委員会室(その他)カーテン撤去・取付業務委託(令和2年度) |
|-----|---|

14 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 5人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
生涯学習，社会教育の振興に関する事務
文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部13課1担当1センター

| 部名 | 課名 |
|------------------------------|---|
| 管理部 | 総務課（秘書広報室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課 |
| 学びの 変 革 推 進 部 | 学校経営戦略推進課，教育支援推進課，学校教育情報化推進課，乳幼児教育支援センター，義務教育指導課，個別最適な学び担当，高校教育指導課，豊かな心と身体育成課，特別支援教育課，生涯学習課 |

(ウ) 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 344人

会計年度任用職員数 83人

ウ 主な施策（令和2年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

「主体的な学び」を促す教育活動の推進による，これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

一人一人の多様な個性・能力を更に生かし，他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成

教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

安全・安心な教育環境の構築

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約における事務処理において，次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（施設課）

(ア) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知等を行っていなかった。

| | |
|-------|--|
| 契 約 名 | 広島県立庄原実業高等学校外災害復旧工事（令和2年度） |
| 根 拠 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条、第12条、第13条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項第2号 |

(イ) 建設工事請負契約書を相手方決定の日から5日以内に作成していなかった。

| | |
|-------|--------------------------|
| 契 約 名 | 広島県立音戸高等学校外災害復旧工事（令和2年度） |
| 根 拠 | 建設工事執行規則第9条 |

イ 借受物品の管理について

次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（高校教育指導課）

| | |
|-----|-------------------|
| 物 品 | 分身ロボット OriHime 3台 |
| 根 拠 | 広島県物品管理規則第14条第2項 |

ウ 財産調査について

施設課長は、財産の管理の適正を期し、その効率的運用を図るため、毎年財産の实地調査計画を立て、少なくとも3年間に1回はその職員をして实地調査をさせるものとされているが、県立学校を除き行われていなかった。適切かつ合理的な計画を立て、適正な事務処理に努められたい。（施設課）

| | |
|-----|---------------------|
| 根 拠 | 広島県教育委員会公有財産管理規則第5条 |
|-----|---------------------|

【改善を求める事項】

P T A 空調に係る負担金の事務処理について

P T A 空調の使用に係る経費については、令和2年5月以降公費負担に切り替えることとし、負担金としてその取扱いを定めるとともに「県立学校における空調設備の使用に関する負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を制定し、各県立学校において交付事務を行っているものであるが、今年度実施した県立学校の監査において、交付要綱どおりに支払われていないものが多数見受けられたことから、その原因を究明する必要がある。

また、当該負担金は、当年度に概算払で交付申請額を全額交付し、翌年度に額の確定後、精算することとなっているが、不足額の追加交付について、当年度の予算で執行するにもかかわらず、追加交付に係る交付決定（支出負担行為）を翌年度に行う事務の流れになっており、支出負担行為と支出が同一の年度になっていないことから、交付事務の手続を見直すとともに合理的で負担の少ない事務処理となるよう適切な措置を講じる必要がある。（施設課）

| | |
|------|-----------------------|
| 負担金名 | 県立学校におけるP T A空調に係る負担金 |
|------|-----------------------|

【検討要請事項】

ア 教育センターの耐震化等について

教育センターについては、本館、第1宿泊棟及び情報処理教育棟が耐震基準を満たしていない状況となっており、利用者の安全確保の観点から、早急に耐震化等対応の検討が必要である。

また、使っていない備品が多数見受けられ、不用な備品の処分ができていない状況もあることから、耐震化等と併せて今後の方向性や対応方針を明確にし、計画的に対応策を講じていただきたい。(個別最適な学び担当)

イ 部活動費の適正管理について

教員による部活動費の横領事案の発生について、発生原因の分析結果を踏まえ、再発防止に向け、実態に見合った適正な取扱方法の検討をしていただきたい。(学校経営戦略推進課)

15 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部34課1室6隊1所

| 部名 | 課名等 |
|-------|--|
| 総務部 | 総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課 |
| 警務部 | 警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課 |
| 生活安全部 | 生活安全総務課, 人身安全対策課, 少年対策課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課 |
| 地域部 | 地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊 |
| 刑事部 | 刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所 |
| 交通部 | 交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊 |
| 警備部 | 公安課, 警備課, 危機管理課, 外事課, 機動隊 |

ウ 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員及び会計年度任用職員の合計 1,780人

エ 主な施策 (令和2年)

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進
住民の安心感を高める地域警察活動の推進
組織犯罪対策の推進
交通事故抑止総合対策の推進
災害、テロ等緊急事態対策の推進
サイバー空間の安全の確保
県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

工事請負契約における事務処理について

警察署が実施する随意契約について、見積徴取の業者選定において、選定基準が明確ではなく、選定する業者も固定化されている傾向にある。

また、落札率についても、低価格入札での落札が頻発する状況にあり、品質が確保できない工事や労務賃金等へのしわ寄せ、安全管理の不徹底等が懸念される。

予定価格が250万円未満の工事において、随意契約による契約方式を選択する場合であっても、各警察署において、契約の公正性や競争性が確保され、かつ過度の低価格入札への対応策にも配慮した取組ができるように、警察本部として組織的な取組を検討していただきたい。
(施設課, 交通規制課)

16 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等, 例月出納検査, 住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数 (令和3年4月1日現在)

常勤職員数 17人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

17 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

| | |
|----|------------|
| 課名 | 合同総務課、公務員課 |
|----|------------|

(ウ) 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員数 20人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん，調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員数 12 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

19 県立文書館

(1) 機関の概要

ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員数 6人

会計年度任用職員数 7人

エ 主な事業実績（令和3年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（令和3年4月1日現在）
行政文書約6万4千冊，行政資料約11万1千冊，古文書約29万点
マイクロフィルム約236万コマ，複製資料約4万冊，図書約2万5千冊
- 利用状況（令和2年度）

| 来館者数 | 文書出納 | 複写枚数 |
|--------|--------|--------|
| 1,957人 | 7,787冊 | 4,821枚 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区紙屋町一丁目1番20号 いよぎん広島ビル6階
- ウ 組織体制 1部（企画部）
- エ 職員数（令和3年4月1日現在）
常勤職員数 11人
会計年度任用職員 1人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務
- イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号
- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）
常勤職員数 7人（専任職員なし，兼務職員7人）
- エ 主な事業実績（令和2年度）
出土遺物の保存処理 205点，出土遺物等の貸出
市町職員の発掘調査技術研修2課程
出土遺物，写真資料，図書資料の整理・保存
埋蔵文化財の調査研究成果を周知・広報するシンポジウム開催

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

22 県立三原東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三原市中之町二丁目7番1号
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 27人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全 日 制 | | | |
|------------------|-------|-------------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 | (人) | 80 | 80 | 120 | 280 |
| 生徒数 | (人) | 53 | 57 | 81 | 191 |
| 充足率 | (%) | 66.3 | 71.3 | 67.5 | 68.2 |
| 退学者 | (人) | 5 (0) | | | |
| 休学者 | (人) | 0 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 19人 (21.8%) | | | |
| | 専修・各種 | 40人 (46.0%) | | | |
| | 就 職 | 26人 (29.9%) | | | |
| | その他 | 2人 (2.3%) | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

23 県立佐伯高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市津田 850
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 14人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 2人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全 日 制 | | | |
|------------------|-------|-------------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 | (人) | 40 | 40 | 40 | 120 |
| 生徒数 | (人) | 23 | 30 | 23 | 76 |
| 充足率 | (%) | 57.5 | 75.0 | 57.5 | 63.3 |
| 退学者 | (人) | 0 (0) | | | |
| 休学者 | (人) | 0 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 15人 (44.1%) | | | |
| | 専修・各種 | 13人 (38.2%) | | | |
| | 就 職 | 5人 (14.7%) | | | |
| | その他 | 1人 (2.9%) | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

24 県立庄原格致高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市三日市町5 1 5
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 33人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全 日 制 | | | |
|------------------|-------|-------------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 (人) | | 120 | 120 | 120 | 360 |
| 生徒数 (人) | | 107 | 106 | 113 | 326 |
| 充足率 (%) | | 89.2 | 88.3 | 94.2 | 90.6 |
| 退学者 (人) | | 0 (0) | | | |
| 休学者 (人) | | 0 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 87人 (75.7%) | | | |
| | 専修・各種 | 21人 (18.3%) | | | |
| | 就 職 | 5人 (4.3%) | | | |
| | その他 | 2人 (1.7%) | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

25 県立東城高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市東城町川西 476-2
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 17人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員 5人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全日制 | | | |
|------------------|-------|-------------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 | (人) | 40 | 40 | 40 | 120 |
| 生徒数 | (人) | 21 | 22 | 34 | 77 |
| 充足率 | (%) | 52.5 | 55.0 | 85.0 | 64.2 |
| 退学者 | (人) | 0 (0) | | | |
| 休学者 | (人) | 0 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 10人 (28.6%) | | | |
| | 専修・各種 | 13人 (37.1%) | | | |
| | 就 職 | 12人 (34.3%) | | | |
| | その他 | 0人 (0%) | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

26 県立賀茂北高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市豊栄町乃美 632
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
 - 本務者数 17人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全日制 | | | |
|------------------|-------|------------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 (人) | | 40 | 40 | 40 | 120 |
| 生徒数 (人) | | 38 | 32 | 31 | 101 |
| 充足率 (%) | | 95.0 | 80.0 | 77.5 | 84.2 |
| 退学者 (人) | | 1 (0) | | | |
| 休学者 (人) | | 1 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 8人 (47.1%) | | | |
| | 専修・各種 | 5人 (29.4%) | | | |
| | 就 職 | 4人 (23.5%) | | | |
| | その他 | 0人 (0.0%) | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成2年度（令和3年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、賀茂北高等学校の消防設備等保守点検に係る煙感知器及び防火戸の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|---------------------------|
| 契約名 | 県立学校消防用設備等保守点検業務（呉・東広島地区） |
|-----|---------------------------|

イ フロン類を使用した機器の廃棄における事務処理について

次のフロン類を使用した第一種特定製品について、買替により納入業者に引き取ってもらい、廃棄を行ったが、第一種フロン類充填回収業者以外への引渡しのため、引渡しにおいて委託確認書を交付する必要があるが、行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|----------------------------------|
| 使用機器 | 冷水機 1台 |
| 根 拠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第43条第2項 |

27 県立豊田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市安芸津町小松原 1202-4
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
 - 本務者数 16人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全日制 | | | |
|------------------|-------|------------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員（人） | | 40 | 40 | 40 | 120 |
| 生徒数（人） | | 37 | 32 | 26 | 95 |
| 充足率（%） | | 92.5 | 80.0 | 65.0 | 79.2 |
| 退学者（人） | | 0（0） | | | |
| 休学者（人） | | 0 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 3人（15.0%） | | | |
| | 専修・各種 | 1人（5.0%） | | | |
| | 就 職 | 12人（60.0%） | | | |
| | その他 | 4人（20.0%） | | | |

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度（令和3年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

28 県立高陽東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐北区落合南八丁目 12 番 1 号
- ・教職員数 (令和 3 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 48 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 18 人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全 日 制 | | | |
|------------------|-------|---------------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 | (人) | 200 | 200 | 240 | 640 |
| 生徒数 | (人) | 200 | 199 | 237 | 636 |
| 充足率 | (%) | 100.0 | 99.5 | 98.8 | 99.4 |
| 退学者 | (人) | 1 (0) | | | |
| 休学者 | (人) | 1 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 152 人 (64.7%) | | | |
| | 専修・各種 | 68 人 (28.9%) | | | |
| | 就 職 | 7 人 (3.0%) | | | |
| | その他 | 8 人 (3.4%) | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和 3 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和 2 年度 (令和 3 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

29 県立呉昭和高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市焼山町山の神
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 23人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 1人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全 日 制 | | | |
|------------------|-------|-------------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 (人) | | 80 | 80 | 80 | 240 |
| 生徒数 (人) | | 69 | 63 | 77 | 209 |
| 充足率 (%) | | 86.3 | 78.8 | 96.3 | 87.1 |
| 退学者 (人) | | 0 (0) | | | |
| 休学者 (人) | | 0 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 34人 (60.7%) | | | |
| | 専修・各種 | 20人 (35.7%) | | | |
| | 就 職 | 2人 (3.6%) | | | |
| | その他 | 0人 (0.0%) | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

30 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（令和3年4月1日現在）
常勤職員及び会計年度任用職員の合計 190人
- オ 主な事業実績（令和3年度）

・教養実施状況

| 区 分 | | | 教養期間 | | | 入校状況 | |
|-------|---------|-----|---------|------|------|------|-------|
| | | | 学校教養 | 職場実習 | 実戦実習 | 回数 | 人員 |
| 採用時教養 | 初任科 | 大学卒 | 6か月 | 4か月 | — | 2 | 116 |
| | | その他 | 10か月 | 4か月 | — | 2 | 73 |
| | 初任補修科 | 大学卒 | 2か月 | — | 3か月 | 2 | 114 |
| | | その他 | 3か月 | — | 4か月 | 2 | 60 |
| | 一般職員初任科 | | 23日間 | | | 1 | 23 |
| 小 計 | | | — | | | 9 | 386 |
| 任用時教養 | 警部補任用科 | | 12日間 | | | 1 | 20 |
| | 巡査部長任用科 | | 12日間 | | | 1 | 21 |
| | 部門別任用科 | | 12～26日間 | | | 5 | 90 |
| 各種専科 | | | 5～18日間 | | | 40 | 558 |
| 小 計 | | | — | | | 47 | 689 |
| 合 計 | | | — | | | 56 | 1,075 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

財政的援助団体等監査の結果（令和4年3月1日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和2年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|---|---------------------|------------|----------------|-------|-----|
| 1 | 広島県土地開発公社 | 令和3年12月1日 | 令和3年11月10, 11日 | 実地 | 3 |
| 2 | 広島県道路公社 | 令和3年12月1日 | 令和3年11月10, 11日 | 実地 | 5 |
| 3 | 広島県住宅供給公社 | 令和3年12月1日 | 令和3年11月10, 11日 | 実地 | 6 |
| 4 | 公益財団法人ひろしま産業振興機構 | 令和3年12月23日 | 令和3年11月25, 26日 | 実地 | 8 |
| 5 | 公益財団法人広島県下水道公社 | 令和4年3月1日 | 令和3年12月14～16日 | 書面 | 13 |
| 6 | 公益財団法人ひろしまこども夢財団 | 令和4年3月1日 | 令和3年11月16日 | 書面 | 15 |
| 7 | 一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会 | 令和4年3月1日 | 令和4年1月13日 | 書面 | 17 |
| 8 | 広島県職業能力開発協会 | 令和4年3月1日 | 令和3年10月27日 | 書面 | 19 |

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|----|------------------------|----------|------------|-------|-----|
| 9 | 広島県商工会連合会 | 令和4年3月1日 | 令和4年1月12日 | 書面 | 20 |
| 10 | 株式会社恐羅漢 | 令和4年3月1日 | 令和3年10月26日 | 書面 | 22 |
| 11 | 一般財団法人休暇村協会 | 令和4年3月1日 | 令和3年12月9日 | 書面 | 23 |
| 12 | 日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体 | 令和4年3月1日 | 令和3年12月16日 | 書面 | 24 |
| 13 | 広島県ビルメンテナンス協同組合 | 令和4年3月1日 | 令和3年12月21日 | 書面 | 25 |
| 14 | 株式会社東急コミュニティー | 令和4年3月1日 | 令和3年12月22日 | 書面 | 27 |
| 15 | 一般社団法人広島県医師会 | 令和4年3月1日 | 令和3年12月22日 | 書面 | 28 |

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島県土地開発公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 公共用地，公用地等の取得，管理，処分等を行うことにより，地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 伊達 英一
- ・ 設立 昭和 48 年 3 月 31 日
- ・ 役職員（令和 3 年 9 月 30 日現在）
 役員 12 人（うち常勤 2 人）
 職員 9 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 公有地取得事業，土地造成事業
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から，広島県道路公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区 分 | 令和 2 年度 |
|---------------------|------------|
| 事業収益 A | 450,868 |
| 事業原価 B | 414,694 |
| 販売費及び一般管理費 C | 75,878 |
| 事業利益 D (A - B - C) | ▲39,703 |
| 事業外収益 E | 131,462 |
| 事業外費用 F | 0 |
| 経常損益 G (D + E - F) | 91,759 |
| 特別利益 H | 0 |
| 特別損失 I | 0 |
| 当期純損益 J (G + H - I) | 91,759 |
| 資産合計 K (L + M) | 30,893,078 |
| 負債合計 L | 10,072,903 |
| 資本合計 M | 20,820,175 |
| （うち資本金） | 30,000 |
| （うち準備金） | 20,790,175 |

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（ア）資本金 30,000,000 円の全額を出資（所管課 土木建築局用地課）

（イ）用地先行取得資金貸付金（所管課 土木建築局空港振興課）

- ・ 貸付金残高 1,532,676,933 円
- ・ 貸付の対象 用地費及び補償費（県が依頼する広島空港関連工業・流通業務用地の取得）

(ウ) 債務保証 (所管課 土木建築局都市計画課)

- ・ 債務保証残高 208,069,914 円
- ・ 保証の対象 県土地開発公社が行う国交省補助事業 (街路) の用に供するための公共用地の取得に係る金融機関からの長期借入金

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 広島県道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県の区域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・代表者 理事長 伊達 英一
- ・設立 昭和 56 年 3 月 30 日
- ・役職員（令和 3 年 9 月 30 日現在）
役員 7 人（うち常勤 2 人）
職員 17 人（非常勤職員を含む。）
- ・主な事業 安芸灘大橋有料道路の管理
- ・その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区 分 | 令和 2 年度 |
|----------------|------------|
| 総収益 A | 1,103,219 |
| 総費用 B | 1,103,219 |
| 当期利益 C (A - B) | 0 |
| 資産合計 D (E + F) | 13,562,312 |
| 負債合計 E | 9,712,312 |
| (うち、特別法上引当金等) | 9,328,225 |
| 資本合計 F | 3,850,000 |
| (うち、基本金) | 3,850,000 |
| (うち、利益剰余金) | 0 |

注 総収益は、業務収入、受託業務収入、業務外収入の合計

特別法上引当金は、償還準備金（毎年の道路事業収支差益の繰入額）と道路事業損失補てん引当金（道路料金収入（税抜）×1/10）の合計

ウ 県の財政的援助等の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

- (ア) 基本金 3,850,000,000 円の全額を出資（所管課 土木建築局道路河川管理課）
- (イ) 債務保証 該当なし

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 広島県住宅供給公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 伊達 英一
- ・ 設 立 昭和 41 年 3 月 28 日
- ・ 役職員 (令和 3 年 9 月 30 日現在)
 役員 9 人 (うち常勤 3 人)
 職員 25 人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡、宅地の賃貸、管理及び譲渡、民間賃貸住宅の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県道路公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 令和 2 年度 |
|---------------------|------------|
| 事業収益 A | 1,572,176 |
| 事業原価 B | 1,257,917 |
| 販売費及び一般管理費 C | 101,455 |
| 事業利益 D (A - B - C) | 212,804 |
| その他経常収益 E | 59,323 |
| その他経常費用 F | 90,068 |
| 経常利益 G (D + E - F) | 182,059 |
| 特別利益 H | 5,304 |
| 特別損失 I | 6,524 |
| 当期純利益 J (G + H - I) | 180,839 |
| 資産合計 K (L + M) | 20,858,869 |
| 負債合計 L | 9,644,603 |
| 資本合計 M | 11,214,266 |
| (うち資本金) | 10,000 |
| (うち剰余金) | 11,204,266 |

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

資本金 10,000,000 円のうち、8,300,000 円を出資 (所管課 土木建築局住宅課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

4 公益財団法人ひろしま産業振興機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 産学官の協同体制により，県内産業の技術の高次化を促進するとともに，新事業の創出，中小企業等の経営・技術革新，経営基盤の強化，国際化対応等を総合的に支援することにより，企業の活性化を図り，もって地域産業の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・代表者 理事長 池田 晃治
- ・設立 昭和58年11月24日
- ・役職員 役員23人（うち常勤7人），職員89人（非常勤職員を含む。）（令和3年9月末現在）
- ・主な事業 創業・経営革新等の支援，技術研究開発の支援及び技術交流の促進，大学等の研究成果及び特許の技術移転の促進，高度産業人材等の育成，取引先開拓の支援，経営・技術等に係る産業情報の収集・提供，資金等の支援，国際ビジネスの支援，公の産業振興施設の指定管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区 分 | 令和2年度 |
|-----------------------|------------|
| 経常収益 A | 1,467,185 |
| 経常費用 B | 1,530,426 |
| 当期経常増減額 C (A - B) | ▲63,240 |
| 経常外収益 D | 59,843 |
| 経常外費用 E | 0 |
| 当期経常外増減額 F (D - E) | 59,843 |
| 当期一般正味財産増減額 G (C + F) | ▲3,398 |
| 当期指定正味財産増減額 H | ▲19,056 |
| 当期正味財産増減額合計 I (G + H) | ▲22,454 |
| 資産合計 J (K + L) | 11,573,159 |
| 負債合計 K | 9,410,186 |
| 指定正味財産 | 1,187,157 |
| （うち，基本財産充当額） | (126,200) |
| 一般正味財産 | 975,816 |
| 正味財産合計 L | 2,162,973 |

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 126,200,000 円のうち 66,000,000 円 (52.3%) を出捐

(令和 3 年 9 月 30 日現在) (所管課 商工労働局商工労働総務課)

(イ) 補助金及び負担金 622,991,736 円を交付 (令和 2 年度)

- a 令和 2 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 58,172,258 円
 - ・交付の目的 中小企業・ベンチャーに対する事業化・市場化 (新事業展開, 経営革新等) の支援
 - ・補助対象経費 中小・ベンチャー企業成長支援事業, 情報創造提供事業, チーム型支援事業及び中小企業技術・経営力評価制度活用促進事業を実施するための経費
- b 令和 2 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 54,674,770 円
 - ・交付の目的 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの管理運営に対する助成
 - ・補助対象経費 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの運営を行う職員の人件費 (給料, 諸手当, 共済費等及び退職手当引当金等)
- c テイクアウト・デリバリー参入促進事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 287,276,589 円
 - ・交付の目的 テイクアウト・デリバリー事業に参入する中小企業者に対する経費補助
 - ・補助対象経費 助成対象企業の公募, 選定, その他助成金交付に係る管理運営 (交付申請書の受理, 支払業務等) 及び助成金交付業務に必要な経費
- d 令和 2 年度平成 30 年 7 月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付事務経費補助金を交付
(所管課 商工労働局経営革新課)
- ・補助額 13,230,257 円
 - ・交付の目的 貸付事務を行う復興支援金融センター運営補助
 - ・補助対象経費 復興支援金融センター運営費 (人件費, 旅費, 事務費)
- e 令和 2 年度地域共同研究プロジェクト推進事業補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 26,234,662 円
 - ・交付の目的 産学官協同体制による県内産業の技術の高度化に資する事業経費に対する支援
 - ・補助対象経費 地域共同研究プロジェクト推進事業に従事する職員給与費, 資料作成費及び事務室使用料等の経費

- f 令和2年度ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 17,797,312 円
 - ・交付の目的 中小企業等の業務改善活動を指導できる人材の育成に要する経費に対する支援
 - ・補助対象経費 現場改善に係る人材育成塾運営等に要する経費(人件費, 講師謝金, 旅費, 委託費等)
- g 令和2年度広島県中小企業知財支援センター事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 6,771,785 円
 - ・交付の目的 中小企業等の技術や研究成果の発掘・活用提案に要する経費に対する支援
 - ・補助対象経費 当該事業に従事する職員給与費及び資料作成費等の経費
- h 令和2年度中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 22,631,290 円
 - ・交付の目的 中小・ベンチャー企業に対する新事業展開・第2創業の支援
 - ・補助対象経費 助成事業企業の選定等の管理運営及び、助成事業企業に対する助成のための経費
- i 令和2年度広島県下請企業振興事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 35,573,469 円
 - ・交付の目的 下請中小企業に対する取引先開拓の支援
 - ・補助対象経費 取引先開拓支援のため実施する指導員等の設置に関する事業(人件費), 中小企業振興のための調査又は情報の収集若しくは提供事業(専門調査員等の謝金, 旅費, 資料等作成, 通信費, 会議費等)などに要する経費
- j 令和2年度自動車関連産業クラスター支援事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 43,090,212 円
 - ・交付の目的 県内の自動車関連産業の振興支援
 - ・補助対象経費 コーディネーター等の人件費, 企業・市場調査に必要な旅費, 専門家派遣, 委託費等の経費
- k 令和2年度ベンチマーキング支援事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・補助額 499,517 円

- ・ 交付の目的 市販自動車の分解を通じた自動車部品の最新技術のベンチマーキング及び評価・分析に関する支援
 - ・ 補助対象経費 ベンチマーキングセンターの施設管理や運営に要する経費，分解車両の取得経費及びその他分解調査に係る必要経費
- l 令和2年度新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・ 補助額 29,700,140 円
 - ・ 交付の目的 自動車メーカーの技術ニーズと部品企業の技術シーズを中心にした技術構想の企画，将来技術の芽の創出のための探索的な実験等の実施
 - ・ 補助対象経費 トライアル・ラボ運営費（需用費），研究資金，研究員の人件費，調査活動に係る旅費
- m 令和2年度ものづくり価値創出支援補助金を交付
(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)
- ・ 補助額 3,207,000 円
 - ・ 交付の目的 製造業者等を対象とした応用開発・実用化開発支援
 - ・ 補助対象経費 事業管理機関が行う，代表事業者単独又は，開発グループにおける研究開発の進行管理等に要する経費
- n 令和2年度国際経済交流支援負担金を交付
(所管課 商工労働局海外ビジネス課)
- ・ 負担額 19,948,215 円
 - ・ 交付の目的 県内企業に対する国際ビジネスの支援
 - ・ 補助対象経費 海外事務所等の運営及び国際経済交流支援事業に要する経費，事務所の運営に要する経費への負担金
- o 令和2年度広島県中小企業基盤整備機構中国本部人材支援部運営協力事業補助金を交付
(所管課 商工労働局経営革新課)
- ・ 補助額 4,184,260 円
 - ・ 交付の目的 中小企業大学校広島校への運営協力
 - ・ 補助対象経費 本財団から派遣した職員の職員給与，諸手当等
- (ウ) 損失補償（損失補償残高合計 51,203,438 円（令和3年3月31日現在））
- a 広島県設備資金貸付事業損失補償（所管課 商工労働局経営革新課）
- ・ 損失補償残高 7,344,809 円
 - ・ 損失補償の内容 設備資金貸付事業の貸付金に係る損失補償
- b 広島県設備貸与事業損失補償（所管課 商工労働局経営革新課）
- ・ 損失補償残高 43,858,629 円
 - ・ 損失補償の内容 設備貸与事業の貸与料に係る損失補償

(エ) 貸付金（貸付金残高合計 6,559,851,000 円（令和3年3月31日現在））

a 被災中小企業施設・設備整備支援事業（貸付事業）

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 1,961,296,000 円
- ・貸付の目的 平成30年7月豪雨により被災した中小企業等に対してグループ補助金の自己負担分を無利子で貸し付けを行う
- ・貸付の対象 被災中小企業施設・設備整備支援事業の貸付原資

b 被災中小企業施設・設備整備支援事業（管理事業）

（所管課 商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 4,598,555,000 円
- ・貸付の目的 被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するにあたり運用益を事務費等の財源とする
- ・貸付の対象 グループ補助金無利子貸付管理事業基金の造成

(オ) 公の施設の指定管理者（広島県立産業技術交流センターについては今回監査の対象外）

- ・施設名 広島県立広島産業会館
- ・所在地 広島市南区比治山本町 12-18
- ・指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金収入で充当するため、管理費用は無しであったが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症に伴う催事中止によって、管理費用の補填が行われた。（令和2年度の県からの管理費用補填額 55,644,814 円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 展示場（9室）、会議室（1室）、控室等（13室）、駐車場（平日389台・土日祝日456台）等
- ・利用状況（令和2年度） 面積稼働率 18.1%

- ・施設名 広島県立産業技術交流センター
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・指定期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 387,000,000 円
（うち令和2年度管理費用 84,999,000 円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 研修室・会議室等（5室）、多目的ホール（318m²）、駐車場（85台）等
- ・利用状況（令和2年度） 利用件数 1,048 件

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 公益財団法人広島県下水道公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うこと。
- ・ 所在地 広島市南区向洋沖町1番1号
- ・ 代表者 理事長 上仲 孝昌
- ・ 設立 昭和56年8月1日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員 役員15人（うち常勤2人）、職員36人（うち県派遣職員10人）
（令和3年10月31日現在）
- ・ 主な事業 下水道に係る水質管理、下水道技術者の育成、下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究、下水道知識の普及及び啓発、流域下水道の処理施設の運転及び維持管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区 分 | | 令和2年度 |
|--------------|-----------|-----------|
| 経常収益 | A | 3,467,380 |
| 経常費用 | B | 3,464,620 |
| 当期経常増減額 | C (A - B) | 2,760 |
| 経常外収益 | D | 0 |
| 経常外費用 | E | 0 |
| 当期経常外増減額 | F (D - E) | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | G (C + F) | 2,760 |
| 当期指定正味財産増減額 | H | 0 |
| 当期正味財産増減額合計 | I (G + H) | 2,760 |
| 資産合計 | J (K + L) | 620,630 |
| 負債合計 | K | 505,653 |
| 指定正味財産 | | 79,000 |
| （うち、基本財産充当額） | | 79,000 |
| 一般正味財産 | | 35,978 |
| 正味財産合計 | L | 114,978 |

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により、合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産79,000,000円のうち、39,500,000円（50%）を出捐（令和3年4月1日現在）
（所管課 企業局流域下水道課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

修繕業務契約における事務処理について

ア 落札者の決定について

公益財団法人広島県下水道公社（以下「公社」という。）は、維持修繕業務の入札において、予定価格の範囲内で、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者としている。

しかしながら、公社が執行する修繕業務は、公益性が高い流域下水道処理施設において、事故や機能停止を未然に防止するための維持管理業務であること、建設業法で定める工事種類による専門性を求めて施工する業務で品質の確保や適正な実施が不可欠であること、さらには国や地方自治体を中心に公共工事の品質確保とその担い手の確保に取り組んでいる社会的背景があることなどを踏まえて、低入札価格調査制度または最低制限価格制度の導入を検討していただきたい。

イ 修繕業務請負契約附帯条項等の見直しについて

公益財団法人広島県下水道公社財務規程において、契約の方法については、公社の定めるもののほかは、原則として県の例によることとしている。また、修繕業務の入札に係る説明書においては、広島県建設工事執行規則（以下「執行規則」という。）を準用して業務を執行することとしているが、執行規則等で受注者に提出を求めている「請負代金内訳書」や「施工体制台帳」等を提出させていなかった。

このことは、公社が策定する修繕業務請負契約附帯条項（以下「附帯条項」という。）や仕様書等において、近年の執行規則の改正が反映されておらず、適切に準用されていないことに起因するものと考えられることから、附帯条項及び仕様書、その他要領等の内容を精査し、見直す必要があるものについては、所要の改正を行うよう検討していただきたい。

6 公益財団法人ひろしまこども夢財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県の明日を担う子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりと、子育て家庭や子育て応援活動を支援することにより、子どもが夢を持ち、子育てに喜びが持てる社会の構築に寄与することを目的とする。
- ・所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 県庁子供未来応援課内
- ・代表者 理事長 三好 久美子
- ・設立 平成 8 年 2 月 23 日 (平成 25 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行)
- ・役職員 (令和 3 年 10 月 31 日現在)
 理事 5 名 (県職員の兼務職員を含む), 監事 2 名
 職員 9 名 (県職員の兼務職員・パートタイム会計年度任用職員を含む)
- ・主な事業 出会い・結婚支援事業, 妊娠・出産支援事業, 子育て・子育て支援事業, 広告掲載事業

イ 経営の状況

(単位: 千円)

| 区 分 | 令和 2 年度 |
|---------------------------|----------|
| 経常収益 A | 65,540 |
| 経常費用 B | 65,561 |
| 当期経常増減額 C (A - B) | ▲20 |
| 経常外収益 D | 0 |
| 経常外費用 E | 0 |
| 当期経常外増減額 F (D - E) | 0 |
| 法人税等 G | 132 |
| 当期一般正味財産増減額 H (C + F - G) | ▲152 |
| 当期指定正味財産増減額 I | 671 |
| 当期正味財産増減額合計 J (H + I) | 519 |
| 資産合計 K (L + O) | 108,547 |
| 負債合計 L | 21,015 |
| 指定正味財産 M | 62,572 |
| (うち, 基本財産充当額) | (50,140) |
| 一般正味財産 N | 24,959 |
| 正味財産合計 O (M + N) | 87,532 |

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 50,139,790 円のうち 50,000,000 円 (99.7%) を出捐 (令和 3 年 10 月 31 日現在)
 (所管課 健康福祉局子供未来応援課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

リース取引における会計処理について

リース取引の処理方法に係る公益財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程の内容が、公益法人会計基準に適合していなかった。また、これにより、次の資産計上が必要なリース物件が貸借対照表に計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-------|--|
| リース物件 | デスクトップパソコン8台，レーザープリンター1台，無線LAN1台，NAS（バックアップソフトを含む）1台 |
| リース期間 | 令和2年4月1日～令和4年3月31日 |
| 根拠 | 企業会計基準 第13号 リース取引に関する会計基準 9，10 内閣府 公益法人インフォメーションFAQ 問VI-4-②(会計基準) |

【改善を求める事項】

契約における事務処理について

次の契約において、原議に理由の記載がないまま随意契約を行っていた。公益財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程は売買，賃貸借，請負その他の契約については一般競争入札を原則としている。随意契約を行う場合には、会計処理規程第32条の何号に該当するのかを明確にし、客観的かつ具体的な理由を明確にするなど、契約の競争性・公平性の確保に努める必要がある。

| | |
|-----|---|
| 契約名 | オンライン「おしゃべり広場」に係る感染症予防絵本制作業務 パソコン機器等賃貸借・保守契約 |
| 根拠 | 公益財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程第30条，第32条 |

7 一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 国や県の補助金，会員からの負担金等を原資として野菜安値補償金を造成し，野菜の市場価格が著しく下落した場合に，会員を通じて生産者に安値補償金を交付することにより，野菜生産農家の経営の安定及び野菜の安定した生産と供給を図る。
- ・ 所在地 広島市安佐南区大町東二丁目 14 番 12 号
- ・ 代表者 会長 水永 祐治
- ・ 設立 昭和 42 年 5 月 26 日
- ・ 役職員 役員 9 人（うち常勤 1 人），職員 2 人
（令和 3 年 11 月末現在）
- ・ 主な事業 安値補償交付予約数量の取りまとめ，安値補償交付準備金の造成及び管理，安値補償金の交付

イ 経営の状況

（単位：千円）

| 区分 | | 令和 2 年度 |
|--------------|-----------|---------|
| 経常収益 | A | 49,343 |
| 経常費用 | B | 55,641 |
| 当期経常増減額 | C (A - B) | ▲6,298 |
| 経常外収益 | D | 0 |
| 経常外費用 | E | 0 |
| 当期経常外増減額 | F (D - E) | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | G (C + F) | ▲6,298 |
| 当期指定正味財産増減額 | H | 3,907 |
| 当期正味財産増減額合計 | I (G + H) | ▲2,391 |
| 資産合計 | J (K + N) | 566,571 |
| 負債合計 | K | 34,411 |
| 指定正味財産 | L | 300,243 |
| （うち，基本財産充当額） | | 0 |
| 一般正味財産 | M | 231,917 |
| 正味財産合計 | N | 532,160 |

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 加入預り金 18,275,000 円のうち，13,050,000 円 (71.4%) を出捐（令和 4 年 1 月 13 日現在）

（所管課 農林水産局農業経営発展課）

(イ) 令和 2 年度野菜安値補償準備金造成事業補助金を交付

（所管課 農林水産局農業経営発展課）

- ・補助額 8,394,000 円
- ・交付の目的 計画的な野菜生産と供給を目指し長期的な野菜価格の安定を図る。
- ・補助対象経費 協会が野菜安値補償金の交付に要する資金として、業務対象年間中に造成する補償準備金に充てるための経費で国費補助分を除いた経費の一部

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 広島県職業能力開発協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 県内における職業能力の開発・向上を促進し、労働者の地位向上を図るとともに、経済・社会の発展に寄与すること
- ・ 所在地 広島市中区千田町三丁目 7-47 広島県情報プラザ 5 階
- ・ 代表者 会長 菖蒲田 清孝
- ・ 設 立 昭和 54 年 4 月 2 日

イ 県の財政的援助等の状況

令和 2 年度広島県職業能力開発協会費補助金を交付

(所管課 商工労働局職業能力開発課)

- ・ 補助額 63,070,000 円
- ・ 交付の目的 職業訓練及び技能検定の普及及び振興
- ・ 補助対象経費 広島県職業能力開発協会が行う職業能力開発促進法第 46 条第 4 項の規定による技能検定試験及び同法第 82 条の規定による業務の実施に要する経費並びに協会の管理に要する経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

補助金実績報告における事務処理について

次の補助金における実績報告書に添付する経費明細及び経費明細内訳において、対象経費である職員人件費(扶養手当)の確認が不十分なものを計上していた。適正な実績報告となるよう、事務処理を改善する必要がある。

| | |
|------|------------------------|
| 補助金名 | 令和 2 年度広島県職業能力開発協会費補助金 |
|------|------------------------|

9 広島県商工会連合会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業 商工会の組織及び事業について指導，連絡
商工業に関する情報又は資料の収集，提供
商工業に関する調査研究
商工業に関する専門的事項についての相談，指導 など
- ・ 所在地 広島市中区大手町三丁目3-27
- ・ 代表者 会長 平田 圭司
- ・ 設立 昭和36年11月6日
- ・ 会員の状況（令和3年6月30日現在）
34団体

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 令和2年度小規模事業経営支援事業費補助金(直接分・間接分)を交付

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・ 補助額 218,485,700円(直接分)
1,396,056,700円(間接分)
- ・ 交付の目的 経営改善普及事業及び商工会指導事業等を行うため
- ・ 補助対象経費 商工会指導員等を設置して行う商工会指導事業及び経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業等に要する経費等
商工会が経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業等に要する経費として連合会が商工会に補助する経費

(イ) 令和2年度小規模事業振興費補助金を交付

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・ 補助額 436,000円
- ・ 交付の目的 県内商工会の発展を図り，もって中小企業者の経営安定及び地域経済の発展に資するため
- ・ 補助対象経費 商工振興対策事業及び商工会実態調査事業に要する経費

(ウ) 令和2年度緊急対策販路開拓等支援補助金を交付

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・ 補助額 6,393,238円
- ・ 交付の目的 小規模業者が生産性向上に資する経営計画や新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える経営計画による販路開拓等を行うにあたり，経費の一部を補助することで，小規模事業者の生産性向上と持続的発展に資する。
- ・ 補助対象経費 商工会連合会の管理・運営経費や事業者の国庫補助金で確定した経費

(エ) 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金(直接分・間接分)を交付

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・ 補助額 6,951,090円(直接分)
 166,281,998円(間接分)
- ・ 交付の目的 新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受けている中小・小規模事業者等の経営相談支援体制の強化のため
- ・ 補助対象経費 事業活動に影響を受けている中小・小規模事業者等の経営支援を行うために設置する職員等に要する経費及び支援事業の実施に要する経費及びその他企業に対する各種支援等

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 株式会社恐羅漢

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 恐羅漢スノーパークの運営管理, 牛小屋高原公園施設指定管理業務など
- ・ 所在地 山県郡安芸太田町大字横川 740-1
- ・ 代表者 代表取締役 川本 泰生
- ・ 設立 平成 23 年 5 月 2 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 牛小屋高原公園施設
- ・ 所在地 山県郡安芸太田町大字横川
- ・ 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 41,059,000 円
(うち, 令和 2 年度管理費用 8,235,000 円)
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課
- ・ 利用状況 入場者数 5,165 人 (令和 2 年度)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 一般財団法人休暇村協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 休暇村の設置経営
- ・ 所在地 東京都台東区東上野五丁目 1 - 5
- ・ 代表者 理事長 河本 利夫
- ・ 設 立 昭和 36 年 12 月 1 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 帝釈公園施設
- ・ 所在地 庄原市東城町三坂
- ・ 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 10,753,000 円
(うち、令和 2 年度管理費用 2,153,000 円)
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課
- ・ 利用状況 施設利用者数 15,096 人 (令和 2 年度)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

施設・設備の安全性の確保について

敷地内の公衆便所や野外ステージが損傷しているが、修繕も撤去もされず数年が経過しているほか、多目的ホール入口の階段が腐食・破損したり、ケビンのベランダの一部が腐食するなど、利用者の安全面で課題がある。

これらについては、現状をよく把握し、早急に所管課と修繕や取替・撤去等について協議し、実効性のある適切な対応をする必要がある。

また、当施設の管理運営は当財団が行っているが、公の施設における利用者の安全確保については、施設の設置者としての県には大きな責任がある。

したがって、施設の設置者である所管課と当財団で、帝釈公園施設の管理運営について共通認識を図った上で、利用者の利便性と安全性の確保を念頭に、対症療法的な修繕や撤去ではなく、長期的な視野に立って、今後の帝釈公園施設の維持管理に取り組む必要がある。

12 日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県広島ヘリポートの管理
- ・所在地 広島市西区観音新町 4-10-2
- ・代表者 株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役社長 池上 正春
- ・設立 平成 26 年 9 月 19 日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県広島ヘリポート
- ・指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 701, 029, 000 円
(うち, 令和 2 年度管理費用 138, 695, 000 円)
- ・所管課 土木建築局空港振興課
- ・利用状況 着陸 2, 265 回, 離陸 2, 265 回 (令和 2 年度)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 組合員の行うビルメンテナンス業務（官公需）及び指定管理者制度に係る共同受注 等
- ・所在地 広島市西区己斐本町二丁目 19 番 3 号
- ・代表者 理事長 澤田 英治
- ・設立 昭和 62 年 11 月 2 日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

(ア) 広島南部地区

- ・施設名 県営住宅 広島南部地区
- ・管理対象地域 広島市中区，東区，南区，西区
- ・指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 1,236,304,510 円（うち，緊急修繕費 78,715,000 円）
〔うち，令和 2 年度管理費用（上限額）244,127,702 円
（緊急修繕費（上限額）15,743,000 円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸，％）

| 区 分 | 管理戸数 A | 入居戸数 B | 政策空家戸数 C | 実質入居率 B/ (A-C) ×100 |
|-----------------|-----------|-----------|-------------|------------------------|
| 令和 2 年度末 | 2,876 | 2,375 | 257 | 90.6 |
| 令和 3 年 10 月末日現在 | 2,876 | 2,356 | 229 | 89.0 |

(イ) 広島北部地区

- ・施設名 県営住宅 広島北部地区
- ・管理対象地域 広島市安佐南区，安佐北区
- ・指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年）
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 2,343,988,555 円（うち，緊急修繕費 78,710,000 円）
〔うち，令和 2 年度管理費用（上限額）462,713,711 円
（緊急修繕費（上限額）15,742,000 円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸，％）

| 区 分 | 管理戸数 A | 入居戸数 B | 政策空家戸数 C | 実質入居率 B/ (A-C) ×100 |
|-----------------|-----------|-----------|-------------|------------------------|
| 令和 2 年度末 | 5,268 | 3,778 | 397 | 77.5 |
| 令和 3 年 10 月末日現在 | 5,268 | 3,719 | 425 | 76.7 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 株式会社東急コミュニティー

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 不動産管理業 等
- ・所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー
- ・代表者 代表取締役社長 雑賀 克英
- ・設立 昭和45年4月8日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 県営住宅 福山・府中地区
- ・管理対象地域 福山市, 府中市
- ・指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 1,009,544,000円 (うち, 緊急修繕費 52,475,000円)
〔うち, 令和2年度管理費用(上限額) 181,325,000円
(緊急修繕費(上限額) 10,495,000円を含む。)]
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位: 戸, %)

| 区 分 | 管理戸数 A | 入居戸数 B | 政策空家戸数 C | 実質入居率 $B / (A - C) \times 100$ |
|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------------------------------|
| 令和2年度末 | 2,189 | 1,377 | 685 | 91.5% |
| 令和3年10月末日現在 | 2,189 | 1,347 | 447 | 77.3% |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 一般社団法人広島県医師会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 医道の高揚，医学教育の向上，医学と関連科学との総合進歩，医師の生涯研修，医学及び医療の国際交流，公衆衛生の指導啓発，地域医療の推進発展，地域保健の向上，保険医療の充実，医事法規の整備，医療施設の整備など
- ・ 所在地 広島市東区二葉の里三丁目2番3号
- ・ 代表者 会長 松村 誠
- ・ 設 立 昭和22年11月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 施設名 広島県立広島がん高精度放射線治療センター
- ・ 所在地 広島市東区二葉の里三丁目2番2号
- ・ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 37,342,000円
(うち，令和2年度管理費用7,482,000円)
- ・ 所管課 健康福祉局健康づくり推進課
- ・ 利用状況 (令和2年度)

| 患者数 | | 会議室等 利用者数 |
|-------|---------|--------------|
| 新規患者数 | 延患者数 | |
| 610人 | 12,831人 | 80人 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和4年1月31日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和2年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|---|-------------|------------|-----------------------|-------|-----|
| 1 | 環境県民局 | 令和3年10月14日 | 令和3年9月30日 | 実地 | 3 |
| 2 | 商工労働局 | 令和3年10月12日 | 令和3年9月29日 | 実地 | 4 |
| 3 | 西部総務事務所 | 令和3年11月5日 | 令和3年10月7, 12, 14, 21日 | 実地 | 6 |
| 4 | 東部総務事務所 | 令和3年10月27日 | 令和3年10月13, 18日 | 実地 | 7 |
| 5 | 北部総務事務所 | 令和3年10月22日 | 令和3年10月1, 6日 | 実地 | 8 |
| 6 | 西部県税事務所 | 令和3年11月5日 | 令和3年10月7, 12, 14, 21日 | 実地 | 9 |
| 7 | 北部こども家庭センター | 令和3年10月22日 | 令和3年10月6日 | 実地 | 10 |
| 8 | 食肉衛生検査所 | 令和3年10月22日 | 令和3年10月6日 | 実地 | 11 |
| 9 | 動物愛護センター | 令和3年10月21日 | 令和3年9月16日 | 実地 | 12 |

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|----|--------------|------------|-------------------|-------|-----|
| 10 | 県立呉高等技術専門校 | 令和4年1月31日 | 令和3年11月4日 | 書面 | 13 |
| 11 | 西部農林水産事務所 | 令和3年11月5日 | 令和3年10月7, 14, 21日 | 実地 | 15 |
| 12 | 西部畜産事務所 | 令和3年11月5日 | 令和3年10月14日 | 実地 | 17 |
| 13 | 西部家畜保健衛生所 | 令和3年11月5日 | 令和3年10月14日 | 実地 | 18 |
| 14 | 北部教育事務所 | 令和4年1月31日 | 令和3年10月6日 | 書面 | 19 |
| 15 | 県立広高等学校 | 令和3年11月10日 | 令和3年11月10日 | 実地 | 20 |
| 16 | 県立福山葦陽高等学校 | 令和4年1月31日 | 令和3年11月17日 | 書面 | 21 |
| 17 | 県立廿日市高等学校 | 令和4年1月31日 | 令和3年11月17日 | 書面 | 22 |
| 18 | 県立安芸府中高等学校 | 令和4年1月31日 | 令和3年9月13日 | 書面 | 23 |
| 19 | 県立広島中央特別支援学校 | 令和3年11月9日 | 令和3年11月9日 | 実地 | 25 |
| 20 | 県立呉南特別支援学校 | 令和4年1月31日 | 令和3年11月1日 | 書面 | 26 |
| 21 | 広島西警察署 | 令和3年11月17日 | 令和3年11月17日 | 実地 | 28 |
| 22 | 山県警察署 | 令和3年11月12日 | 令和3年11月12日 | 実地 | 29 |

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
県民文化に関する事務
生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課 1 担当

| | |
|----|--|
| 課名 | 環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，わたらしい生き方応援課，県民活動課，学事課，高等教育担当，環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課 |
|----|--|

- ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 161 人

- エ 主な施策（令和2年度）

文化・芸術の振興
消費者被害の防止と救済
人として互いに尊重する社会づくり
男女共同参画社会づくり
青少年の健全育成と若者の自立支援
私学教育の振興
高等教育機能の向上
地球温暖化の防止
地域環境の保全
自然環境の保全と活用
循環型社会の構築

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収について、令和3年度分の収入手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい（文化芸術課）。

| 使用許可財産 | 許可内容 | 許可開始日 | 許可終了日 | 使用料 (年額) |
|----------------|-------------------|----------|-----------|-------------|
| 土地（広島県民文化センター） | 電柱（1本） | 令和2年4月1日 | 令和7年3月31日 | 1,500円 |
| | 電力ケーブル | 令和2年4月1日 | 平成7年3月31日 | 1,500円 |
| 根 拠 | 行政財産の使用料に関する条例第4条 | | | |

2 商工労働局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務

イ 組織体制 9課2チーム

| | |
|----|---|
| 課名 | 商工労働総務課，雇用労働政策課， 働き方改革推進・働く女性応援課，職業能力開発課， イノベーション推進チーム，産業人材課， 医工連携推進プロジェクト・チーム，経営革新課， 県内投資促進課，海外ビジネス課，観光課 |
|----|---|

ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 184人

エ 主な施策（令和2年度）

未来に挑戦する産業基盤の創生
デジタルトランスフォーメーションの推進
希望をかなえるための後押し
ゆとりの創出
地域活力の基盤づくり
広島の価値の共鳴・共振

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項等があった。

【改善を求める事項】

契約に係る事務処理について

当該契約については、物置の購入・設置、その物置への什器備品の移動・運搬収納、室名表示の修正、配線用モールの設置といった複数の業務を組み合わせ、一括で発注したものであるが、契約に係る事務処理について、次のとおり改善を要する事項があった（イノベーション推進チーム）

| | |
|-----|------------------------------|
| 契約名 | ひろしま産学共同研究拠点屋上物置設置等業務（令和2年度） |
|-----|------------------------------|

ア 相手方の選定について

複数の業務を一括して発注する場合においては、そのうちの主要な業務に対応する契約種目の有資格者を選定する必要があるが、主要な業務に対応する契約種目が明確でなかった。受注者の要件設定は、契約の適正な履行を確保するために必要な事項であることから、主要な業務を明確にし、その業務に対応する契約種目を適切に定める必要がある。

また、2者による見積合わせを実施しているが、落札者以外の見積書を徴した相手方は、物品調達及び委託・役務業務の入札参加資格を有していなかった。随意契約をするに当たっては、主要な業務内容に対応する契約種目の有資格者複数から見積書を徴取し、契約の

公平性，競争性の確保に努める必要がある。

| | |
|-----|----------------------------------|
| 根 拠 | 物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領第8条，附則1 |
|-----|----------------------------------|

イ 契約により取得した物品の取扱いについて

当該契約において，物置を設置しているが，物品と考えられることから，広島県物品管理規則に基づく措置を講じる必要がある。

| | |
|-----|---------------|
| 根 拠 | 広島県物品管理規則第13条 |
|-----|---------------|

【検討要請事項】

営繕業務に係る完了検査事務について

次の委託契約については，営繕部局が発注した業務に付随している設計の見直し業務等であるが，この業務等を局で発注し，検査を行っていた。

営繕業務に係る委託契約については，建築の専門的な知識を有した者が完了検査や確認を行ったことが書面で確認できる仕組みを検討していただきたい。（イノベーション推進チーム）

| | |
|-------|--|
| 業 務 名 | ひろしま産学共同研究拠点材料MBR棟ほか1棟新築その他工事に伴う実施設計委託に係る積算業務及び申請業務（令和2年度） ひろしま産学共同研究拠点材料MBR棟ほか1棟新築その他工事設計見直し等業務（令和2年度） ひろしま産学共同研究拠点材料MBR棟ほか1棟新築その他工事設計見直し等追加業務（令和3年度） |
|-------|--|

3 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等 | 所在地 | 所管区域 |
|--------------|-----------------|---|
| 西部総務事務所 | 広島市中区基町10番52号 | 広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡 |
| 西部総務事務所総務第二課 | 廿日市市桜尾本町11番1号 | |
| 西部総務事務所呉支所 | 呉市西中央一丁目3番25号 | |
| 西部総務事務所東広島支所 | 東広島市西条昭和町13番10号 | |

- ・組織体制（人数は，令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等 | 人数 | 課の数 | 課名等 |
|--------------|-----|-----|---------|
| 西部総務事務所 | 13人 | 1課 | 総務課 |
| 西部総務事務所総務第二課 | 12人 | 1課 | 総務第二課 |
| 西部総務事務所呉支所 | 17人 | 1課 | 総務課 |
| 西部総務事務所東広島支所 | 25人 | 2課 | 総務課，経理課 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，消防用設備等保守点検に係る消火器及び自動火災報知設備（3種）の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

| | |
|-----|--------------------------------|
| 契約名 | 広島県呉庁舎設備保全及び清掃等業務（令和3年度～令和5年度） |
|-----|--------------------------------|

イ フロン類を使用した機器の点検について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき，フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については，簡易点検を行うこととなっているが，冷蔵冷凍機器について，令和元年11月以降，簡易点検を実施していなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所総務第二課）

| | |
|----|---|
| 根拠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環 告示第13号） |
|----|---|

4 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

| 事務所名等 | 所在地 | 所管区域 |
|--------------|---------------|---------------------------------|
| 東部総務事務所 | 福山市三吉町一丁目1番1号 | 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡 |
| 東部総務事務所総務第二課 | 尾道市古浜町26番12号 | |

- ・ 組織体制 (人数は, 令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

| 事務所名等 | 人数 | 課の数 | 課名等 |
|--------------|-----|-----|----------|
| 東部総務事務所 | 22人 | 2課 | 総務課, 経理課 |
| 東部総務事務所総務第二課 | 11人 | 1課 | 総務第二課 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査をした限りにおいて, 次のとおり, 重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

交通費の支出に係る節の区分について

常時の資金前渡において, 水防勤務に係る交通費(新幹線代)を役務費ではなく使用料及び賃借料の節で支出していた。適正な事務処理に努められたい。(東部総務事務所)

| | |
|----|---------------|
| 根拠 | 広島県予算規則第3条第2項 |
|----|---------------|

【改善を求める事項】

常時の資金前渡に係る出納について

複数の事務所及び節に係る常時の資金前渡を管理しているが, 経費の支出に際して資金前渡の残額が不足する場合に, 他の事務所の資金前渡又は異なる節から一時的に借用した上で支払いを行っており, 追加で資金を受入れた後に, 借用した額を返金する処理が複数見受けられた。常時の資金前渡においては, 交付を受けた資金の事務所間もしくは節間の貸し借りは想定されていないことから, 安易に行うことなく, 増額する必要がある場合は所定の手続により行い, また, 残額に留意した上で, 以後に支払が予想される額について速やかに追加交付を行うなど, 適切な事務処理を行う必要がある。(東部総務事務所)

5 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等 | 所在地 | 所管区域 |
|--------------|----------------|---------|
| 北部総務事務所 | 三次市十日市東四丁目6番1号 | 三次市，庄原市 |
| 北部総務事務所総務第二課 | 庄原市東本町一丁目4番1号 | |

- ・ 組織体制（人数は、令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等 | 人数 | 課の数 | 課名等 |
|--------------|-----|-----|-------|
| 北部総務事務所 | 16人 | 1課 | 総務課 |
| 北部総務事務所総務第二課 | 14人 | 1課 | 総務第二課 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

工事の施工管理に必要な事務手続について

次の工事請負契約において、工事の施工管理に必要な「現場代理人及び主任技術者等の氏名等の通知」や「請負代金内訳書」，「施工体制台帳」等の提出を受注者から受けておらず，建設工事執行規則等に基づく事務手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（北部総務事務所）

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 三次庁舎第3庁舎空調機エアハン整備（インバータ取替）工事（令和2年度） |
| 根拠 | 建設工事執行規則第14条第1項，第20条第1項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項 |

【改善を求める事項】

工事請負契約に係る事務処理について

次の工事請負契約において、予定価格が随意契約によることができる上限額を超えて、知事が定める受注者の資格認定を受けていない建設業者と1者随意契約を行っているが、随意契約の相手方となる者は原則として資格認定を受けている者でなければならない。

また、1者による随意契約の相手方選定においては、施工能力や非代替性について、客観的かつ具体的に検証し、明確にする必要がある。（北部総務事務所）

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 契約名 | 三次庁舎第3庁舎空調機エアハン整備（インバータ取替）工事（令和2年度） |
|-----|-------------------------------------|

6 西部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県税の賦課徴収に関すること
県税の窓口領収，納税証明に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

| 事務所名等 | 所在地 | 所管区域 |
|--------------|-----------------|---|
| 西部県税事務所 | 広島市中区基町10番23号 | 広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡 |
| 西部県税事務所呉分室 | 呉市西中央一丁目3番25号 | |
| 西部県税事務所廿日市分室 | 廿日市市桜尾二丁目2番68号 | |
| 西部県税事務所東広島分室 | 東広島市西条昭和町13番10号 | |

- ・組織体制（人数は，令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

| 事務所名等 | 人数 | 課等の数 | 課名等 |
|--------------|------|------|--|
| 西部県税事務所 | 130人 | 7課1班 | 税務管理課，地方税特別滞納整理班，滞納整理第一課，滞納整理第二課，法人課税課，個人課税課，不動産税課，自動車税課 |
| 西部県税事務所呉分室 | 10人 | 2班 | 納税班，滞納整理班 |
| 西部県税事務所廿日市分室 | 13人 | 2班 | 納税班，滞納整理班 |
| 西部県税事務所東広島分室 | 37人 | 3課 | 納税課，不動産評価課，軽油調査課 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

7 北部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること
児童に関する相談に関すること
知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること
配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力被害者支援に関する相談等に関する事 こと など
- ・所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ・組織体制 2課（相談援助第一課，相談援助第二課）
- ・職員数 12人（令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業実績（令和2年度）

ア 相談受付件数 (単位：件)

| 養護 | 心身障害 | 非行 | 健全育成 | その他※ | 計 |
|-----|------|----|------|------|-----|
| 208 | 134 | 16 | 40 | 4 | 402 |

※ 里親相談等。

イ 児童虐待対応件数 (単位：件)

| 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | ネグレクト※ | 計 |
|-------|------|-------|--------|-----|
| 72 | 3 | 67 | 43 | 185 |

※ ネグレクトとは、遺棄，衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良，極端な不潔，怠慢ないし拒否による病気の発生，学校へ行かせないなど）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 食肉衛生検査所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 食鳥検査に関すること
食鳥処理業者の指導及び監督に関すること など
- ・所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ・職員数 5人（令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業実績（令和2年度）

| 食鳥検査羽数 | | | | (単位：羽) |
|-----------|----|-----|-----|-----------|
| ブロイラー | 成鶏 | あひる | 七面鳥 | 計 |
| 3,669,961 | — | — | — | 3,669,961 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9 動物愛護センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 狂犬病の予防，動物愛護思想の普及啓発，犬及び猫の引取り，負傷疾病動物の収容，動物取扱業の登録・指導，特定動物の飼養許可，人畜共通感染症の調査研究
- ・所在地 三原市本郷町南方 8915 番地 2
- ・組織体制 2 課（総務課，指導課）
- ・職員数 10 人（18 人）
（令和 3 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。（ ）内は非常勤職員数。）

・主な事業実績（令和 2 年度）

ア 苦情相談等の受付状況

（単位：件）

| 区分 | 保護 依頼 | 引取 依頼 | 放し 飼い | 咬傷 事故 | 多頭 飼育 | 行方 不明 | 拾得 | 負傷 疾病 収容 | 譲渡 希望 | 返還 希望 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|----------------|----------|----------|
| 件数 | 436 | 722 | 17 | 59 | 18 | 308 | 212 | 99 | 435 | 45 |

| 区分 | 愛護 教室 | 飼育 相談 | しつけ 方教室 | 糞尿 | 鳴き声 | 給餌に よる迷惑 | 動物 取扱業 | その他 | 計 |
|----|----------|----------|------------|----|-----|-------------|-----------|-----|-------|
| 件数 | 1 | 31 | 43 | 39 | 24 | 73 | 201 | 485 | 3,248 |

※ その他の内容は，不適正飼育，保護機設置依頼，地域猫相談等である。

イ 動物保護等の状況

（単位：頭）

| 区分 | 持参 | センター動物保護 | | 計 | 譲渡 | 返還 | | 処分 |
|----|-----|----------|-----|-------|-------|----|----|----|
| | | 保護 | 引取 | | | 有償 | 無償 | |
| 犬 | 475 | 156 | 541 | 1,172 | 1,159 | 41 | 0 | 46 |
| 猫 | 386 | 0 | 7 | 393 | 343 | 4 | 0 | 37 |
| 計 | 861 | 156 | 548 | 1,565 | 1,502 | 45 | 0 | 83 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立呉高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・ 所在地 呉市阿賀中央五丁目 11 番 17 号
- ・ 組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・ 職員数 12 人（令和 3 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・ 職業訓練実施状況（令和 2 年度）

ア 施設内訓練

（単位：人）

| 訓練科目等 | | 訓練期間 | 定員 | 応募者数 | 入校者数 | 修了者数 | 就職者数 | |
|-------------------|-------------|------|------|------|------|------|------|----|
| 普通職業訓練 (普通課程等) | 溶接加工科 | 1 年 | 20 | 6 | 6 | 4 | 4 | |
| | 機械システム科 | 1 年 | 20 | 25 | 22 | 5 | 2 | |
| | 小 計 | | 40 | 31 | 28 | 9 | 6 | |
| 普通職業訓練 (短期課程) | 介護 サービス科 | 前期 | 6 か月 | 20 | 21 | 17 | 17 | 16 |
| | | 後期 | 6 か月 | 20 | 20 | 18 | 17 | 4 |
| | CAD ワーク科 | 前期 | 6 か月 | 20 | 25 | 20 | 20 | 13 |
| | | 後期 | 6 か月 | 20 | 17 | 14 | 13 | 2 |
| | 小 計 | | 80 | 83 | 69 | 67 | 35 | |
| 合 計 | | | 120 | 114 | 97 | 76 | 41 | |

（注）就職者数は、修了時における就職者、自営業の就業者の合計。

（短期課程前期の就職者数は、修了 3 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。）

イ 在職者訓練

| 講座名等 | 訓練時間 | 定員 | 応募者数 | 受講者数 | 修了者数 |
|-------------------------|------|----|------|------|------|
| J I S 溶接技能者評価試験準備講習 | 12 | 10 | 6 | 6 | 5 |
| 介護福祉士受験対策講座 | 24 | 20 | 15 | 15 | 11 |
| J I S 溶接技能者評価試験（専門級）の対策 | 12 | 10 | 12 | 11 | 6 |
| 3 講座 | 合 計 | 40 | 33 | 32 | 22 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託事務における決裁権者の誤りについて

次の委託契約において、変更契約の締結を課長決裁で行っていた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|----------------------------|
| 契約名 | 一般廃棄物処理業務（令和 2 年度～令和 4 年度） |
| 根 拠 | 呉高等技術専門校決裁規程第 4 条 |

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあつた。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

| | |
|-----|------------------|
| 根 拠 | 広島県文書等管理規程第 20 条 |
|-----|------------------|

11 西部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

| 事務所名等 | 所在地 | 所管区域 |
|-----------------------|---------------------|---|
| 西部農林水産事務所 | 広島市中区基町 10 番 52 号 | 広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡 |
| 西部農林水産事務所 呉農林事業所 | 呉市西中央一丁目 3 番 25 号 | |
| 西部農林水産事務所 東広島農林事業所 | 東広島市西条昭和町 13 番 10 号 | |

- ・組織体制 (人数は, 令和 3 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

| 事務所名等 | 人数 | 課の数 | 課名等 |
|-----------------------|-------|-----|--|
| 西部農林水産事務所 | 106 人 | 8 課 | 農村振興課, 水産課, 水産第二課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課, 林務第三課 |
| 西部農林水産事務所 呉農林事業所 | 43 人 | 3 課 | 農村振興課, 農村整備課, 林務課 |
| 西部農林水産事務所 東広島農林事業所 | 60 人 | 3 課 | 農村振興課, 農村整備課, 林務課 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 委託事務における決裁権者の誤りについて

委託契約における事務において, 決裁権者を誤ったまま事務処理を行っているものがあった。各業務の決裁区分を事業所内で周知し, 適正な事務処理に努められたい。(西部農林水産事務所東広島農林事業所)

| | |
|-----|--|
| 業務名 | 県営ほ場整備事業東高屋地区 実施設計業務 (身分証明書交付, 再委託の承認) 令和 3 年度県営ほ場整備事業戸野地区 換地処分等事務委託業務 (再委託の承認) |
| 根拠 | 広島県西部農林水産事務所決裁規程 別表 2 |

イ 委託契約における再委託について

次の委託契約において, 契約に再委託の定めがないにもかかわらず, 契約の相手方である町が再委託を行っていた。適正な事務処理に努められたい。(西部農林水産事務所)

| | |
|-----|------------------------------------|
| 業務名 | 自然公園等維持管理事業 西中国山地国定公園（臥竜山麓八幡原公園地区） |
| 根 拠 | 広島県契約規則第6条 |

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し，電子決裁を受けるべき起案文書について，文書管理システムによらずに決裁しているものがあつた。文書管理システムによる文書管理については，行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり，広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。（西部農林水産事務所呉農林事業所，東広島農林事業所）

| | |
|-----|----------------|
| 根 拠 | 広島県文書等管理規程第20条 |
|-----|----------------|

12 西部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など
- ・所在地, 所管区域

| 所在地 | 所管区域 |
|----------------|---|
| 東広島市西条御条町1番15号 | 広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡 |

- ・組織体制 (人数は, 令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

| 人数 | 課等の数 | 課名等 |
|-----|------|-------------------|
| 37人 | 3課 | 畜産振興課, 防疫課, 病性鑑定課 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

13 西部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域

| 所在地 | 所管区域 |
|----------------|---|
| 東広島市西条御条町1番15号 | 広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡 |

- ・ 職員数 3人(令和3年4月1日現在の常勤職員数)
ただし, 西部畜産事務所所長及び次長2人が兼職

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

14 北部教育事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免その他の人事及び研修
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目 6 番 1 号
- ・ 所管区域 三次市, 庄原市
- ・ 組織体制 2 課 (総務課, 教育指導課)
- ・ 職員数 13 人 (令和 3 年 4 月 1 日現在の本務者, 会計年度任用職員及び再任用職員の合計)
- ・ 主な事業 (令和 2 年度)
管内の市教育長を対象とした会議, 小中学校教職員を対象とした研修会等の実施
学校訪問指導

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 県立広高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市広大新開三丁目 6-44
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 52人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全日制 | | | | 定時制 | | | | |
|------------------|-------|--------------|-------|------|------|------------|---|---|------|------|
| | | 普通科 | | | | 普通科 | | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
| 総定員 (人) | | 200 | 200 | 200 | 600 | | | | 40 | 40 |
| 生徒数 (人) | | 187 | 200 | 195 | 582 | | | | 4 | 4 |
| 充足率 (%) | | 93.5 | 100.0 | 97.5 | 97.0 | | | | 10.0 | 10.0 |
| 退学者 (人) | | 0 (0) | | | | 0 (0) | | | | |
| 休学者 (人) | | 2 | | | | 0 | | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 134人 (85.9%) | | | | 0人 (0.0%) | | | | |
| | 専修・各種 | 16人 (10.3%) | | | | 1人 (20.0%) | | | | |
| | 就 職 | 0人 (0.0%) | | | | 4人 (80.0%) | | | | |
| | その他 | 6人 (3.8%) | | | | 0人 (0.0%) | | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」, 「休学者」, 「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16 県立福山葦陽高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市久松台三丁目1番1号
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 全日制 本務者数 58人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13人
 - 定時制 本務者数 11人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全日制 | | | | 定時制 | | | | |
|------------------|-------|--------------|------|------|------|-------------|------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | | 普通科 | | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
| 総定員 (人) | | 280 | 280 | 280 | 840 | 40 | 40 | 40 | 40 | 160 |
| 生徒数 (人) | | 280 | 277 | 271 | 828 | 37 | 25 | 25 | 21 | 108 |
| 充足率 (%) | | 100.0 | 98.9 | 96.8 | 98.6 | 92.5 | 62.5 | 62.5 | 52.5 | 67.5 |
| 退学者 (人) | | 3 (0) | | | | 10 (0) | | | | |
| 休学者 (人) | | 0 | | | | 1 | | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 157人 (57.3%) | | | | 1人 (5.3%) | | | | |
| | 専修・各種 | 95人 (34.7%) | | | | 3人 (15.8%) | | | | |
| | 就 職 | 17人 (6.2%) | | | | 15人 (78.9%) | | | | |
| | その他 | 5人 (1.8%) | | | | 0人 (0.0%) | | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 県立廿日市高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市桜尾三丁目3番1号
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
 - 本務者数 68人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 15人
- ・生徒の状況

| 課 程 | 全日制 | | | | 定時制 | | | | |
|------------------|-------|--------------|------|------|------------|------|------|------|------|
| | 普通科 | | | | 普通科 | | | | |
| 学科・学年等 | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
| 総定員 (人) | 280 | 280 | 280 | 840 | 40 | 40 | 40 | 40 | 160 |
| 生徒数 (人) | 280 | 280 | 271 | 831 | 11 | 9 | 8 | 5 | 33 |
| 充足率 (%) | 100.0 | 100.0 | 96.8 | 98.9 | 27.5 | 22.5 | 20.0 | 12.5 | 20.6 |
| 退学者 (人) | 4 (3) | | | | 4 (1) | | | | |
| 休学者 (人) | 1 | | | | 0 | | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 258人 (92.8%) | | | 0人 (0.0%) | | | | |
| | 専修・各種 | 18人 (6.5%) | | | 4人 (36.4%) | | | | |
| | 就 職 | 2人 (0.7%) | | | 3人 (27.3%) | | | | |
| | その他 | 0人 (0.0%) | | | 4人 (36.4%) | | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 県立安芸府中高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡府中町山田五丁目1-1
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
 本務者数 45人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 18人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全 日 制 | | | | | | | |
|------------------|-------|-------------|-------|------|------|------------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | | 国際科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員（人） | | 160 | 160 | 160 | 480 | 40 | 40 | 40 | 120 |
| 生徒数（人） | | 151 | 161 | 157 | 469 | 31 | 25 | 32 | 88 |
| 充足率（％） | | 94.4 | 100.6 | 98.1 | 97.7 | 77.5 | 62.5 | 80.0 | 73.3 |
| 退学者（人） | | 0（0） | | | | 0（0） | | | |
| 休学者（人） | | 0 | | | | 1 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 115人（73.2％） | | | | 32人（88.9％） | | | |
| | 専修・各種 | 33人（21.0％） | | | | 3人（8.3％） | | | |
| | 就 職 | 3人（1.9％） | | | | 0人（0.0％） | | | |
| | その他 | 6人（3.8％） | | | | 1人（2.8％） | | | |

（注）「学科・学年」の生徒数等は，令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」，「休学者」，「進学就職」の状況は，令和2年度（令和3年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

負担金の支出について

次の負担金の支出において，令和2年度に係る経費を令和3年4月6日に概算払で支出していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|---|
| 負担金名 | 令和2年度 P T A空調に係る負担金 |
| 根 拠 | 地方自治法第208条 地方自治法施行令第143条 支出マニュアル Q&A 10 |

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について、

次の工事請負契約の指名業者選定において、業者を選定する項目を明確にすることなく、指名業者を選定していた。透明性の確保、適正な施工の確保のため、指名業者の選定理由を明確にする必要がある。

| | |
|-------|-----------------------------|
| 契 約 名 | 広島県立安芸府中高等学校 トイレ改修工事（令和2年度） |
| 根 拠 | 建設工事指名業者等選定要綱第5条 |

19 県立広島中央特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 視覚障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施
- ・所在地 広島市東区戸坂千足二丁目1番4号
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
 - 本務者数 79人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7人
- ・生徒の状況

| 部・学年等 | 幼稚園部 | 小学部 | | | | | | | 中学部 | | | | 高等部 | | | | 合計 | |
|--------|------|-----|---|---|---|---|---|----|-----|----------|---|---|-----|-----------|---|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | | |
| 男子（人） | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 5 | 3 | 0 | 1 | 4 | 6 | 5 | 7 | 18 | 27 | |
| 女子（人） | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 5 | 1 | 2 | 0 | 3 | 2 | 1 | 2 | 5 | 16 | |
| 合計（人） | 3 | 2 | 0 | 2 | 0 | 4 | 2 | 10 | 4 | 2 | 1 | 7 | 8 | 6 | 9 | 23 | 43 | |
| 卒業者（人） | — | — | | | | | | | 3 | | | | 11 | | | | 14 | |
| 進学就職 | 進学 | — | — | | | | | | | 3人（100%） | | | | 1人（9.1%） | | | | 4人 |
| | 就職 | — | — | | | | | | | 人（%） | | | | 7人（63.6%） | | | | 7人 |
| | その他 | — | — | | | | | | | 人（%） | | | | 3人（27.3%） | | | | 3人 |

注 「部・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

「卒業者」、「進学就職」の状況は、令和2年度（令和3年3月末現在）である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20 県立呉南特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 聴覚障害及び知的障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施
- ・ 所在地 呉市阿賀中央五丁目 13 番 71 号
- ・ 教職員数 (令和 3 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 107 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6 人
- ・ 生徒の状況

| 障害区分 | 部・学年等 | 幼稚部 | | | | 小学部 | | | | | | 中学部 | | | | 高等部 | | | | |
|------|-------|-----|----|----|---|-----|----|----|----|----|----|------------|----|----|----|------------|----|----|----|----|
| | | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 聴覚障害 | 男子(人) | | | | 0 | 2 | | | 6 | 2 | 1 | 11 | 1 | | | 1 | | | | 0 |
| | 女子(人) | | | 1 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 2 | | | | 0 |
| | 合計(人) | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 6 | 2 | 2 | 12 | 2 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 知的障害 | 男子(人) | | | | 0 | 15 | 10 | 6 | 7 | 8 | 7 | 53 | 8 | 8 | 5 | 21 | 13 | 14 | 18 | 45 |
| | 女子(人) | | | | 0 | 4 | | 7 | 1 | 1 | 7 | 20 | 1 | 4 | 4 | 9 | 5 | 16 | 8 | 29 |
| | 合計(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 10 | 13 | 8 | 9 | 14 | 73 | 9 | 12 | 9 | 30 | 18 | 30 | 26 | 74 |
| 合計 | 男子(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 10 | 6 | 13 | 10 | 8 | 64 | 9 | 8 | 5 | 22 | 13 | 14 | 18 | 45 |
| | 女子(人) | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 0 | 7 | 1 | 1 | 8 | 21 | 2 | 4 | 5 | 11 | 5 | 16 | 8 | 29 |
| | 合計(人) | 0 | 0 | 1 | 1 | 21 | 10 | 13 | 14 | 11 | 16 | 85 | 11 | 12 | 10 | 33 | 18 | 30 | 26 | 74 |
| 進学就職 | 進学 | — | | | | — | | | | | | 8人(100.0%) | | | | 0人(0.0%) | | | | |
| | 就職 | — | | | | — | | | | | | 0人(0.0%) | | | | 11人(44.0%) | | | | |
| | その他 | — | | | | — | | | | | | 0人(0.0%) | | | | 14人(56.0%) | | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 特別支援教育就学奨励費の支給額について

令和3年度第1回の特別支援教育就学奨励費について、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の対象となる経費の範囲は購入費の額とされているにもかかわらず、保護者の負担した消費税等を除いた額を補助対象経費の範囲としていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|---|
| 根拠 | 特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱第5条 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱別記2 |
|----|---|

イ 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について

行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について、ファクシミリの消費電力量を1桁多く算定したため、徴収した電気料金が過大であった。適正な事務処理に努められたい。(平成27年度～令和2年度)

| | |
|-----|--|
| 対 象 | ファクシミリの設置に伴う電気料金 |
| 根 拠 | 広島県教育委員会公有財産管理規則第27条 公衆電話機及びファクシミリの使用許可における負担電気料金の徴収について(平成27年4月24日付け管理部施設課長通知) |

21 広島西警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市西区商工センター四丁目1番3号
- ・所管区域 広島市西区
- ・管内面積 35.61 km²
- ・管内人口 189,022人（令和3年3月31日現在）
- ・組織体制 9課（警務課、会計課、留置管理課、生活安全課、地域課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課）
- ・職員数（令和3年4月1日現在）
常勤職員数 224人
会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 21人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 遺失物の取扱いについて

遺失物の取扱いにおいて、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 遺失物の返還事務について

遺失者に遺失物を返還した際、遺失物の一部を返還していなかった。

| | |
|-----|----------------------------------|
| 物 件 | 財布（うち返還していなかった物件 旧通貨等（お守り（5円玉））） |
| 根 拠 | 遺失物法第6条 |

(イ) 提出物件の管理について

提出物件のうち現金について、保管金出納簿と現金の保管状況を複数の者により開庁日ごとに確認していたにもかかわらず、監査日現在における保管金出納簿記載金額と実際の現金が一致していなかった。

| | |
|-----|--------------------|
| 根 拠 | 遺失物事務取扱要綱 15（2）（3） |
|-----|--------------------|

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|---------------------------------|
| 契約名 | 広島市西区己斐上2丁目ほか路側式道路標識設置工事（令和2年度） |
| 根 拠 | 路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部） |

22 山県警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 山県郡安芸太田町加計 3760-1
- ・所管区域 山県郡
- ・管内面積 988.13km²
- ・管内人口 24,031人（令和3年3月31日現在）
- ・組織体制 5課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域交通課，警備課）
- ・職員数（令和3年4月1日現在）
 - 常勤職員数 51人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 8人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

定例監査の結果（令和4年3月1日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和2年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|---|---------------------|------------------------|-----------------------|-------|-----|
| 1 | 県立総合技術研究所西部工業技術センター | 令和3年12月2日 | 令和3年11月11, 12日 | 実地 | 3 |
| 2 | 西部こども家庭センター | 令和3年11月26日 | 令和3年11月2日 | 実地 | 4 |
| 3 | 広島障害者職業能力開発校 | 令和3年12月20日 | 令和3年12月2日 | 実地 | 6 |
| 4 | 小瀬川ダム管理事務協議会 | 令和4年3月1日 | 令和4年1月6日 | 書面 | 8 |
| 5 | 東部建設事務所 | 令和3年10月27日 令和4年1月7日 | 令和3年10月13日, 12月17日 | 実地 | 10 |
| 6 | 北部建設事務所 | 令和3年12月20日 | 令和3年12月1, 6日 | 実地 | 12 |
| 7 | みよし風土記の丘 | 令和4年3月1日 | 令和3年12月7日 | 書面 | 13 |
| 8 | 県立歴史民俗資料館 | 令和4年3月1日 | 令和3年12月7日 | 書面 | 14 |

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|----|------------|------------|------------|-------|-----|
| 9 | 県立広島観音高等学校 | 令和4年3月1日 | 令和3年12月7日 | 書面 | 16 |
| 10 | 県立呉三津田高等学校 | 令和4年3月1日 | 令和3年9月21日 | 書面 | 17 |
| 11 | 県立海田高等学校 | 令和4年3月1日 | 令和3年12月8日 | 書面 | 18 |
| 12 | 広島中央警察署 | 令和3年11月18日 | 令和3年11月18日 | 実地 | 20 |
| 13 | 府中警察署 | 令和3年11月26日 | 令和3年11月26日 | 実地 | 21 |

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立総合技術研究所西部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県内企業の振興及び技術の高度化を支援するため、研究開発、技術相談・指導、依頼試験、技術者研修及び技術情報の提供等
他の機関から委託を受けた調査研究
- ・所在地 本所：呉市阿賀南二丁目10番1号
支所：東広島市鏡山三丁目13番26号（生産技術アカデミー）
- ・組織体制 本所：総務担当，3部（技術支援部，材料技術研究部，加工技術研究部）
支所：総務担当，技術支援担当，DX推進担当，2部（製品設計研究部，生産システム研究部）
- ・職員数（令和3年4月1日現在）
常勤職員数 60人（本所：37人，支所：23人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 西部子ども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 子ども、知的障害のある人、女性に関する相談業務、判定業務、一時保護業務
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目1番26号
- ・組織体制 5課（総務企画課、女性相談課、相談援助第一課、相談援助第二課、一時保護課）
- ・職員数 61人（令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業実績（令和元年度）

ア 児童相談業務

(ア) 相談種別受付件数 (単位：件)

| 養護 | 心身障害※ | 非行 | 育成 | その他 | 計 |
|-------|-------|----|----|-----|-------|
| 1,253 | 867 | 62 | 21 | 7 | 2,210 |

※ 保健相談を含む。

(イ) 児童虐待対応処理件数 (単位：件)

| 身体的虐待 | ネグレクト | 性的虐待 | 心理的虐待 | 計 |
|-------|-------|------|-------|-------|
| 337 | 178 | 26 | 475 | 1,016 |

(ウ) 一時保護状況

| 実人員 | 延人員 | 1人平均保護日数 | 1日平均保護人数 |
|------|--------|----------|----------|
| 198人 | 4,750人 | 24.0日 | 13.0人 |

イ 知的障害者更生相談業務

(ア) 相談受付件数等 (単位：件)

| 相談受付件数（取扱実人員） | 療育手帳等判定件数 | 療育手帳交付件数 |
|---------------|-----------|----------|
| 666 | 436 | 538 |

(イ) 療育手帳判定件数 436件

ウ 女性相談業務

(ア) 面接相談主訴別人数 (単位：人)

| 人間関係 | | | | | 住居 問題 | 帰宅先 なし | 経済 関係 | 医療 関係 | その他 | 計 |
|------|-----|----|------|-----|----------|-----------|----------|----------|-----|-----|
| 夫等 | 子ども | 親族 | 交際相手 | その他 | | | | | | |
| 80 | 8 | 24 | 2 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 123 |

(イ) 電話相談主訴別件数 (単位：件)

| 人間関係 | | | | | 住居 問題 | 帰宅先 なし | 経済 関係 | 医療 関係 | その他 | 計 |
|------|-----|-----|------|-----|----------|-----------|----------|----------|-----|-------|
| 夫等 | 子ども | 親族 | 交際相手 | その他 | | | | | | |
| 720 | 165 | 229 | 60 | 353 | 10 | 2 | 153 | 114 | 0 | 1,806 |

(ウ) 一時保護状況

| 区 分 | 実人員 | 延人員 | 1人平均保護日数 | 1日平均保護人数 |
|------|--------------|--------|----------|----------|
| 保護女子 | 63人 (46人) | 879人 | 14.0日 | 5.5人 |
| 同伴児 | 69人 (65人) | 1,134人 | | |

(注) 人員の括弧書きは、DVによる保護で内数である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事の施工管理に必要な事務手続について

次の工事請負契約において、工事の施工管理に必要な「請負代金内訳書」や「工事履行報告書」の提出を受注者から受けておらず、建設工事執行規則に基づく事務手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|---------------------------------|
| 契約名 | 広島県西部こども家庭センター電話交換機等設置工事（令和2年度） |
| 根 拠 | 建設工事執行規則第14条第1項，第21条 |

3 広島障害者職業能力開発校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法の規定により、国が設置する当該校の運営を県が受託し、高等技術専門校等で職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して、その能力に適応した訓練を実施する。
- ・ 所在地 広島市南区宇品東四丁目1番23号
- ・ 職員数（令和3年4月1日現在）
 - 常勤職員数 20人
 - 会計年度任用職員 47人
- ・ 職業訓練実施状況（令和2年度）

【施設内訓練】

（単位：人）

| 科名 | 訓練期間 | 定員 | 応募者数 | 入校者数 | 退校者数 | | 修了者数 | | 入校者就職数 |
|------------------|------|-----|------|------|------|------|------|------|--------|
| | | | | | 就職者数 | 就職者数 | 就職者数 | 就職者数 | |
| CAD技術科2年 | 2年 | 15 | 16 | 8 | 3 | 3 | 5 | 2 | 5 |
| CAD技術科1年 | 2年 | 15 | 17 | 6 | 1 | 0 | — | — | 0 |
| 情報システム科2年 | 2年 | 10 | 12 | 8 | 3 | 3 | 5 | 5 | 8 |
| 情報システム科1年 | 2年 | 10 | 14 | 9 | 2 | 0 | — | — | 0 |
| Webデザイン科2年 | 2年 | 10 | 17 | 10 | 3 | 1 | 7 | 3 | 4 |
| Webデザイン科1年 | 2年 | 10 | 20 | 9 | 2 | 2 | — | — | 2 |
| OA事務科 | 1年 | 17 | 7 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| OA事務科（音声パソコンコース） | 1年 | 3 | 4 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 事務実務科 | 1年 | 10 | 8 | 8 | 2 | 1 | 6 | 5 | 6 |
| 総合実務科 | 1年 | 30 | 13 | 10 | 7 | 4 | 3 | 0 | 4 |
| 総合実務科（チャレンジコース） | 6月 | 5×2 | 8 | 7 | 1 | 0 | 6 | 5 | 5 |
| 合 計 | | 140 | 136 | 80 | 27 | 15 | 34 | 21 | 36 |

（注1）CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科の2年の応募・入校者数は令和元年度の状況、退校者・入校者就職数は令和元年度から令和2年度までの状況である。

（注2）入校者就職者数は、自営業も含み、修了3か月後の状況である。

【委託訓練】

（単位：人）

| 訓練科目 | 訓練期間 | 定員 | 応募者数 | 入校者数 | 修了者数 | 就職者数 |
|---------------------------------------|------|----|------|------|------|------|
| 〔知識・技能習得訓練コース〕 パソコン初級スキル習得科等2科5コース | 3か月 | 50 | 51 | 40 | 37 | 12 |
| 〔実践能力習得訓練コース〕 カークリーニング科等5科12コース | 1か月 | 13 | 12 | 10 | 10 | 8 |
| 〔e-ラーニングコース〕 Web制作在宅ワークコース1科2コース | 3か月 | 8 | 3 | 2 | 2 | 1 |

（注）就職者数は、自営業も含み、修了3か月後の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検を実施することとなっているが、次の使用機器について、平成 30 年 12 月以降、簡易点検を実施していなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|---|
| 使用機器 | 室外機 1 台 |
| 根 拠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号） |

4 小瀬川ダム管理事務協議会

(1) 機関の概要

- ・設置根拠 小瀬川ダムの管理事務等を共同して行うため、広島県と山口県が地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき設置
- ・主な業務 小瀬川ダムの操作、維持、修繕その他の管理及び小瀬川（木野川）の管理の連絡調整
- ・協議会組織 会長及び委員（計11人）
（会長は関係県知事の協議により関係県の職員のうちから選任）
- ・協議会事務所
所在地 広島市中区基町10番52号（広島県土木建築局河川課内）
（会長の属する県の事務所内に設置）
職員数 専任職員なし（道路河川管理課職員1人及び河川課職員4人が事務に従事）
- ・ダム管理事務所
所在地 廿日市市浅原1030番27
職員数 6人（広島県3人、山口県3人）
- ・小瀬川ダムの概要
種別 多目的ダム（洪水調節、工業用水の供給、発電）
総貯水容量 1,140万 m^3 （有効貯水容量990万 m^3 ）
形式等 重力式コンクリートダム、堤高49m、堤頂長158m

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

書損した小切手の廃棄方法について

書損した小切手を廃棄する際には、当該小切手をそのまま小切手帳に残しておかなければならないところ、小切手帳から小切手を切り離して別に保管していた。

また、書損した小切手への記載内容が誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|----------------------|
| 根拠 | 小瀬川ダム管理事務協議会財務要綱第21条 |
|----|----------------------|

【改善を求める事項】

協議会の規程類の整備について

物品（郵便切手など）の管理について、小瀬川ダム協議会の規程類に取扱いや様式の定めがないものがあった。

このような小瀬川ダム協議会の規程類に定めがない場合は、小瀬川ダム管理事務協議会規約により会長の属する県の定める規程等により行うこととされているが、そもそも物品の管理などは県によって取扱いが異なるため、2年毎に会長が交替する協議会においては、運用が困難であることから、協議会独自の取扱いを定めるなど、必要な措置を講じ、事務処理が規程類に基づき適正に行われる必要がある。

また、行政財産の使用許可を協議会の会長名で行っているが、会長名で使用許可を行うこ

とについては疑義があることから、根拠を明確にした上で事務処理を行う必要がある。

更には、協議会職員取扱要領の見直しが行われておらず、規程と現状が乖離しているものや最終改正から50年以上経った規程もあることから、速やかに規程類を見直すなど、適切な措置を講じる必要がある。

5 東部建設事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

| 事務所名等 | 所在地 | 所管区域 |
|-------------|---------------|---------------------------------|
| 東部建設事務所 | 福山市三吉町一丁目1番1号 | 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡 |
| 東部建設事務所三原支所 | 三原市円一町二丁目4番1号 | |

- ・組織体制 (人数は, 令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

| 事務所名等 | 人数 | 課等の数 | 課名等 |
|-------------|------|---------------|---|
| 東部建設事務所 | 122人 | 1班9課 1所16係 | 事業調整特別班, 管理課, 用地課, 維持第一課, 維持第二課, 工務第一課, 工務第二課, 港湾課, 建築課, 福山幹線道路建設事業課, 鞆地区まちづくり推進事業所 |
| 東部建設事務所三原支所 | 97人 | 6課1班 1チーム | 事業調整・土砂法指定推進班, 建設総務課, 管理課, 用地課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 災害関連緊急対策チーム |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 次のとおり, 重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について

次の行政財産の使用許可について, 使用許可の手続は行われているが, 使用許可台帳による記録管理が行われておらず, 財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所)

| | |
|-----|--|
| 財 産 | 急傾斜地崩壊危険区域 横引地区急傾斜施設用地 (支線1条) 箱田川西中条局舎 (電柱1本) |
| 根 拠 | 広島県公有財産管理規則第61条, 第64条 |

イ 行政財産の使用料の徴収について

次の行政財産の使用料の徴収について, (ア) 及び (イ) のとおり, 不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所)

(ア) 歳入科目を施設使用料として徴収すべきところ, 誤って, 雑収として徴収していた。

| | |
|-----|--|
| 財 産 | 急傾斜地崩壊危険区域 横引地区急傾斜施設用地 (支線1条) 箱田川西中条局舎 (電柱1本) |
| 根 拠 | 行政財産の使用料に関する条例第1条 広島県予算規則第3条 |

(イ) 収入手続が遅延しているものがあつた。

| 使用許可財産 | 使用許可内容 | 納期限 | 調定調書の入力日 | 使用料 (年額) |
|--------|-------------------|-----------|-----------|-------------|
| 土地 | 支線1条 | 令和2年4月30日 | 令和2年5月15日 | 1,500円 |
| 土地 | 電柱1本 | 令和2年4月30日 | 令和2年5月20日 | 1,500円 |
| 根拠 | 行政財産の使用料に関する条例第4条 | | | |

ウ 備品の管理について

次の備品に係る処分について、(ア)及び(イ)のとおり、不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所)

| | |
|----|--------------|
| 備品 | 凍結防止剤散布装置 1台 |
|----|--------------|

(ア) 不用の決定を行わずに処分していた。

| | |
|----|---------------|
| 根拠 | 広島県物品管理規則第27条 |
|----|---------------|

(イ) 物品出納職員に対して処分に係る払出の通知をしていなかったため、備品出納簿から削除されなかった。

| | |
|----|--------------|
| 根拠 | 広島県物品管理規則第8条 |
|----|--------------|

エ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品(業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器)については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所三原支所)

| | |
|------|---|
| 使用機器 | ウォータークーラー(冷水機) 1台 |
| 根拠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号) |

6 北部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

| 事務所名等 | 所在地 | 所管区域 |
|-------------|------------------|----------|
| 北部建設事務所 | 三次市十日市東四丁目 6 - 1 | 三次市, 庄原市 |
| 北部建設事務所庄原支所 | 庄原市東本町一丁目 4 - 1 | |

- ・組織体制 (人数は, 令和 3 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

| 事務所名等 | 人数 | 課等の数 | 課名等 |
|-------------|-----|------------|-------------------------------------|
| 北部建設事務所 | 51人 | 5 課 1 班 | 事業調整特別班, 管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 建築課 |
| 北部建設事務所庄原支所 | 42人 | 2 課 1 班 | 事業調整特別班, 管理用地課, 土木課 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

行政財産の管理について

次の財産について, 使用許可期間満了後, 更新手続を行わないまま使用を継続させていた。適正な事務処理に努められたい。(北部建設事務所庄原支所)

| | |
|-----|-----------------|
| 財 産 | 急傾斜地崩壊危険区域成の坂地区 |
| 根 拠 | 広島県公有財産管理規則第25条 |

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約については, 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するとして, 1者随意契約を行っているが, 競争入札に付した場合に不利であると認める理由が明確にされておらず, 適用が妥当であるかの判断ができない。随意契約を行う場合は, その適用について慎重に判断し, その根拠とした理由についても, 県民の理解が得られるよう客観的かつ合理的なものとするように努める必要がある。(北部建設事務所庄原支所)

| | |
|-----|---|
| 契約名 | 主要地方道西城比和線地質調査業務委託(道路改良・単独)(令和2年度) 一級河川江の川水系大内谷川通常砂防工事に伴う業務委託(令和2年度) |
| 根 拠 | 令和2年5月1日会計管理部総務事務課長通知 委託・役務業務において随意契約を行う場合の留意点について |

7 みよし風土記の丘

(1) 機関の概要

- ・主な業務 浄楽寺・七ツ塚古墳群及び古民家等の文化財の保存管理と公開
- ・所在地 三次市高杉町及び小田幸町
- ・職員数 専任職員なし(歴史民俗資料館職員が兼務)(令和3年4月1日現在)
- ・古墳群の状況

| 前方後円墳 | 帆立貝形古墳 | 円 墳 | 方 墳 | 計 |
|-------|--------|------|-----|------|
| 1基 | 3基 | 153基 | 19基 | 176基 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 県立歴史民俗資料館

(1) 機関の概要

- ・主な業務 歴史、考古、民俗等の資料の収集、保管、展示及び調査研究
- ・所在地 三次市小田幸町 122 番地
- ・職員数 8 人(令和3年4月1日現在の常勤職員数)
- ・主要事業実績 (令和2年度)
 - ア 常設展 (開館日数 273 日)
 - 令和2年3月7日～5月11日まで、新型コロナウイルス拡大防止のため臨時休館
 - 総入館者数 15,200 人 (令和2年度、企画展も含む)
 - 入館料 385,620 円
 - 図録料 273,800 円

イ 企画展・特別展

| 展示内容 | 入館者数 | 入館料 |
|---|---------|-----------|
| 夏の特別企画展 (奥田元宋・小由女美術館, 三次商工会議所ジョイント事業)「トリックアート展」 7.3～8.30 | 中止 | — |
| 秋の特別企画展「魅惑の古代アクセサリー」 10.4～11.24 | 3,602 名 | 786,870 円 |
| 展示会 春の展示会「ひろしま遺跡再発見」 7.3～8.30 (夏に延期して実施) | 2,139 名 | 常設展に含む |
| 新春の展示会「春を待つ 三次人形とひな人形」 1.22～3.14 | 2,191 名 | 常設展に含む |
| 計 | 7,932 名 | 786,870 円 |

ウ 学校等学習支援活動

| | 団体数 | 人数 |
|-------------|-------|---------|
| 出前授業(学校訪問等) | 45 団体 | 1,786 名 |
| 来館対応 | 39 団体 | 927 名 |
| 計 | 84 団体 | 2,713 名 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消防用設備等保守点検に係る消防設備の種類及び数量を誤って特記仕様書及び設計書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 契約名 | 広島県立歴史民俗資料館消防用設備等保守点検業務 (令和2～4年度) |
|-----|-----------------------------------|

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあつた。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県教育委員会事務局等文書管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

| | |
|-----|--------------------------|
| 根 拠 | 広島県教育委員会事務局等文書管理規程第 21 条 |
|-----|--------------------------|

9 県立広島観音高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市西区南観音町4番10号
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
 - 全日制 本務者数 58人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10人
 - 定時制 学科再編により、令和3年3月31日付けで閉課程となった。
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全日制 | | | | 定時制 | | | | |
|------------------|-------|--------------|------|-------|------|-----------|---|---|---|---|
| | | 総合学科 | | | | 普通科 | | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
| 総定員（人） | | 240 | 240 | 240 | 720 | | | | | |
| 生徒数（人） | | 240 | 235 | 240 | 715 | | | | | |
| 充足率（%） | | 100.0 | 97.9 | 100.0 | 99.3 | | | | | |
| 退学者（人） | | 9（0） | | | | 1（0） | | | | |
| 休学者（人） | | 0 | | | | 0 | | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 197 人（84.5%） | | | | 1 人（0.4%） | | | | |
| | 専修・各種 | 27 人（11.6%） | | | | 0 人（0.0%） | | | | |
| | 就 職 | 3 人（1.3%） | | | | 5 人（2.1%） | | | | |
| | その他 | 6 人（2.6%） | | | | 2 人（0.9%） | | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、令和2年度（令和3年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立呉三津田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市山手一丁目5番1号
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
 - 全日制 本務者数 42人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11人
 - 定時制 本務者数 7人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 4人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全日制 | | | | 定時制 | | | | |
|------------------|-------|--------------|------|------|------|-------------|---|---|------|------|
| | | 普通科 | | | | 普通科 | | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
| 総定員（人） | | 200 | 200 | 200 | 600 | | | | 40 | 40 |
| 生徒数（人） | | 194 | 180 | 184 | 558 | | | | 8 | 8 |
| 充足率（％） | | 97.0 | 90.0 | 92.0 | 93.0 | | | | 20.0 | 20.0 |
| 退学者（人） | | 1（0） | | | | 0（0） | | | | |
| 休学者（人） | | 1 | | | | 0 | | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 156 人（83.0%） | | | | 0 人（0.0%） | | | | |
| | 専修・各種 | 31 人（16.5%） | | | | 0 人（0.0%） | | | | |
| | 就 職 | 0 人（0.0%） | | | | 5 人（100.0%） | | | | |
| | その他 | 1 人（0.5%） | | | | 0 人（0.0%） | | | | |

- (注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。
- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度（令和3年3月末現在）である。
 - ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について次の工事請負契約は、契約変更によって建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象工事となったが、県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 広島県立呉三津田高等学校防球ネット改修工事（令和2年度） |
| 根 拠 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項第2号 |

11 県立海田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡海田町つくも町1番60号
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
 - 全日制 本務者数 59人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14人
 - 定時制 学科再編により、令和3年3月31日付けで閉課程となった。
- ・生徒の状況

| 課 程 | 全日制 | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------|---------------|------|------|--------------|------|------|------|---------------|------|------|------|
| | 普通科 | | | | 家政科 | | | | 計 | | | |
| | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 (人) | 200 | 200 | 200 | 600 | 80 | 80 | 80 | 240 | 280 | 280 | 280 | 840 |
| 生徒数 (人) | 200 | 171 | 193 | 564 | 80 | 63 | 76 | 219 | 280 | 234 | 269 | 783 |
| 充足率 (%) | 100.0 | 85.5 | 96.5 | 94.0 | 100.0 | 78.8 | 95.0 | 91.3 | 100.0 | 83.6 | 96.1 | 93.2 |
| 退学者 (人) | 5 (1) | | | | 1 (0) | | | | 6 (1) | | | |
| 休学者 (人) | 2 | | | | 1 | | | | 3 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 166 人 (86.9%) | | | 42 人 (56.8%) | | | | 208 人 (78.5%) | | | |
| | 専修・各種 | 24 人 (12.6%) | | | 25 人 (33.8%) | | | | 49 人 (18.5%) | | | |
| | 就 職 | 0 人 (0.0%) | | | 7 人 (9.5%) | | | | 7 人 (2.6%) | | | |
| | その他 | 1 人 (0.5%) | | | 0 人 (0.0%) | | | | 1 人 (0.4%) | | | |

| 課 程 | 定時制 | | | | |
|------------------|-------|-------------|---|---|---|
| | 普通科 | | | | |
| 学科・学年等 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
| 総定員 (人) | | | | | |
| 生徒数 (人) | | | | | |
| 充足率 (%) | | | | | |
| 退学者 (人) | 1 (0) | | | | |
| 休学者 (人) | 0 | | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 0 人 (0.0%) | | | |
| | 専修・各種 | 3 人 (21.4%) | | | |
| | 就 職 | 7 人 (50.0%) | | | |
| | その他 | 4 人 (28.6%) | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度（令和3年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な

点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 備品の管理について

寄附により取得した次の備品について、寄附受納の手続を行っていなかった。また、備品出納簿による記録管理を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|---------------------|
| 品名 | 冷水機 3台 |
| 根拠 | 物品管理規則第11条第1項, 第41条 |

イ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|---|
| 使用機器 | 冷水機 7台 |
| 根拠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号) |

12 広島中央警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市中区基町9番48号
- ・所管区域 広島市中区
- ・管内面積 15.32km²
- ・管内人口 136,234人（令和3年3月31日現在）
- ・組織体制 13課1隊（警務課、会計課、留置管理課、地域企画課、地域第一課、地域第二課、地域第三課、生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、交通第一課、交通第二課、警備課、特別警ら隊）
- ・職員数（令和3年4月1日現在）
 - 常勤職員数 387人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 26人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産の使用許可に係る事務処理について

次の行政財産の使用許可について、使用許可の手続は行われているが、使用許可台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|----------------------|
| 財 産 | 土地（広島中央警察署庁舎） |
| 根 拠 | 広島県公有財産管理規則第61条、第64条 |

13 府中警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 府中市鵜飼町 542 番地 3
- ・所管区域 府中市
- ・管内面積 195.75 km²
- ・管内人口 37,864 人（令和 3 年 4 月 1 日現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数（令和 3 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 59 人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 9 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。